

さきの如きは爾後の事故より生じたる損害に付き責任を負はずと爲すは當然の事と云ふべし然れども航路の變更は航海の變更と異なり多少は常に起るものと見るは至當なるが故に之に因りて著しく危険を變更若くは増加せしきのみ限り保險者は責任を免るることと爲せり又其變更若くは増加ありするも爾後の事故の發生に影響を及ぼさざりしき又は保險者の負擔に歸すべき不可抗力若くは正當の理由に因りて生じたるときは保險者尙ほ責任ありと爲せる所以は是又航路の變更を航海の變更よりも軽く見たる結果にして若し此場合に保險者責任なしとせば被保險者に對して酷なる結果を生ずべければなり

第六百六十四條 保險契約中に船長を指定したるときと雖も船長の變更は契約の効力に影響を及ぼさず

(註)本條は船長の變更に關せり蓋し保險契約は船体に重きを置きて船長に重きを置くものに非ず故に船長の變更は契約の効力に影響を及ぼさずと爲すは至當なりとす

第六百六十五條 積荷を保險に付し又は積荷の到達に因り

て得べき利益若くは報酬を保險に付したる場合に於て船舶を變更したるときは保險者は其變更以後の事故に付き責任を負ふことなし但其變更が保險契約者又は被保險者の責に歸すべからざる事由に因りたるときは此限に在り

(註)本條は船舶の變更に關せり蓋し積荷を保險に付し又は積荷の到達に因りて得べき利益若くは報酬を保險に付したる場合に於て其積荷の危険の程度は船舶の階級に依りて異なれり故に船舶の變更ありたる場合には保險者責任を免ると爲すは至當なりと謂ふべし然れども其變更にして保險契約者又は被保險者の責に歸すべからざる事由に依りたるものなるときは契約當然の効力として保險者の責任は依然繼續するものと爲すは是れ亦至當なりと謂ふべきなり

第六百六十六條 保險契約を爲すに當りて積込むべき船舶を定めざりし場合に於て保險契約者又は被保險者

か其荷物を船積したることを知りたるときは遅滞なく保  
険者に対して船舶の名稱及び国籍の通知を發することを  
要す

保險契約者又は被保險者か前項の通知を怠りたるときは  
保險契約は其效力を失ふ

(註)本條第一項の設けある所以は保險者は孰れの船舶に其保險したる荷物を  
船積したるや否やを知るに頗る必要にして或は同一船舶に自己の保險し  
たる荷物の積量夥多なるときは一朝危難に遭遇せし場合の損害多きを慮り  
再保險に付するの必要なることもあるべく或は一人の荷物を數船に分ち船  
積せし場合の如き單に其荷物の記號若しくは番號等のみにては之を識別する  
ことを得ざるにあらざればなり而して第二項は畢竟保險契約者又は被保險者  
をして第一項の義務を盡さしむる爲めの制裁規定たるに外ならざるなり

第六百六十七條 保險者は左に掲ぐる損害又は費用を填補  
する責に任せず

一 保險の目的の性質若しくは瑕疵其自然の消耗又は保  
險契約者若しくは被保險者の悪意若しくは重大なる過  
失に因りて生じたる損害

二 船舶又は運送賃を保險に付したる場合に於て發航  
の當時安全に航海を爲すに必要なる準備を爲さず  
又は必要なる書類を備へざるに因りて生じたる損  
害

三 積荷を保險に付し又は積荷の到達に因りて得べき  
利益若しくは報酬を保險に付したる場合に於て備船  
者荷送人又は荷受人の悪意若しくは重大なる過失に  
因りて生じたる損害

四 水先案内料 入港料 燈臺料 檢疫料 其他船舶又は  
積荷に付き航海の爲めに出したる通常の費用

(註)本條は保險者の負擔せざる損害又は費用を列擧せるものなり蓋し本條を設くる必要ある所以は本法第六百五十四條に於て保險者は保險の目的に付き航海に關する事故に因りて生じたる一切の損害を填補すべき規定したるが故に若し填補せざる損害又は費用あらば之を明示するの必要あればなり

第六百六十八條 共同海損に非ざる損害又は費用か其計算に關する費用を算入せずして保險價額の百分の二を超えたるときは保險者は之を填補する責に任せず右の損害又は費用か保險價額の百分の二を超えたるときは保險者は其全額を支拂ふことを要す

前二項の規定は當事者か契約を以て保險者の負擔せざる損益又は費用の割合を定めたる場合に之を準用す前三項に定めたる割合は各航海に付き之を計算す

(註)本條は所謂單獨海損に付てのみ之を規定し共同海損に付て之を規定せざる理由は凡そ保險者の負擔すべき損害又は費用は如何なる小額と雖も保險

者は之を支拂ふの責任あること勿論なりと雖も極めて僅少なる損害又は費用迄も之を支拂はざるべからざるに於ては之が計算に關する費用は却て其填補すべき額の上に出で當事者雙方に取りて損失多かるべく延ひて公益に害あるものと云ふべし是れ本條の設けある所以なり然るに共同海損の場合に在りては常に海損の額を計算することの必要あるが故に此場合に付ては之を規定する必要あらざるを以てなり

第六百六十九條 保險の目的たる積荷か毀損して陸場港に到達したるときは保險者は其積荷か毀損したる狀況に於ける價額の毀損せざる狀況に於て有すへかりし額額に對する割合を以て保險價額の一部を填補する責に任す

(註)既に本法第三百九十三條に於ては保險者が填補すべき損害の額は損害が生じたる地に於ける其時の價額に依りて之を定むと規定せりと雖も海上保險に付ては然ることを得ずして争の種を絶つ爲めに積荷の保險價額に付ては特に之を第六百五十七條に於て規定せり然れども海上保險に在りては危害に遭遇せざりしならば有すへかりし價額に依りて損害の額を定めしめん

とするは頗る至當なるが故に其目的を達するに同時に又實際の計算の便宜を得せしむる爲めに積荷が毀損しながらも尙ほ到達したる場合に於ては其損害の保險價額に對する割合を定むるに付ては毀損したる狀況に於ける價額の毀損せざる狀況に於て有すべきかりし價額に對する割合に依りて之を定むるものと爲したるなり

第六百七十條

航海の途中に於て不可抗力に因り保險の目的たる積荷を賣却したるときは其賣却に依りて得たる代價の中より運送賃其他の費用を控除したるものと保險價額との差を以て保險者の負擔とす但保險價額の一部を保險に付したる場合に於て第三百九十一條の適用を妨げず

前項の場合に於て買主が代價を支拂はざるときは保險者は其支拂を爲すことを要す但其支拂を爲したるときは被保險者の買主に對して有せる權利を取得す

(註)本條は前條の説明的の規定にして前條と其主意を同ふするものなり蓋し

航海の途中に於て荷物を賣却せし場合の如きは其實却代價たるや普通の代價よりも低廉なるを常とす而して其低廉なる所以は即ち不可抗力に由りて賣却したる結果なりとす從て其損害は保險者の負擔とすべきこと勿論なりとす而して第二項に所謂「支拂はざるとき」とは故意又は無資力にて支拂はざる場合を共に包含するこゝは文字の上にて明瞭なりとす

第六百七十一條

左の場合に於ては被保險者は保險の目的を保險者に委付して保險金額の全部を請求することを得

- 一 船舶が沈没したるとき
- 二 船舶の行方か知れざるとき
- 三 船舶が修繕すること能はざるに至りたるるとき
- 四 船舶又は積荷か捕獲せられたるとき
- 五 船舶又は積荷か官の處分に依りて押收せられ六ヶ月間解放せられざるとき

(註)本條以下七個條の規定は舊商法の第三節委棄と題せる規定の部分に該當せり本法は保險の章下の規定を節目に分たざるが故に茲に之を挿入せしなり而して本條は被保險者が保險の目的を保險者に委付して保險金額の全部を請求することを得る場合を列舉制限したるものなりとす

第六百七十二條 船舶の存否が六ヶ月間分明ならざるときは其船舶は行方の知れざるものとす

保險期間の定ある場合に於て其期間が前項の期間内に經過したるときと雖も被保險者は委付を爲すことを得但船舶が保險期間内に滅失せざりしことの證明ありるときは其委付は無効とす

(註)本條第一項は所謂船舶の行方が知れざるときとは恰かも人の失踪せる場合と同く何程の期間を經過すれば然か云ふことを得べきや之を定むる必要あるが故なり而して今日に於ては世界各地の通信を速かにすることを得るが故に六ヶ月間も船舶の存否不分明にて經過するは既に行方が知れざるものとす

ものとして不可なる所なし認め場合に依りて之を區別せず一般に之を規定せり第二項は保險期間の定めある場合に於ける疑を決したる規定なり此場合に於て前項の期間内に保險期間が經過するも委付は固より之を許す然れども保險期間内に生ぜざる滅失は保險者固より之を賠償するの責任なきが故に保險期間内に船舶が滅失せざりしことの證明を擧げたるときは其委付は無効なりと爲したるは正當なりとす

第六百七十三條 第六百七十一條第三號の場合に於て船長が遅滞なく他の船舶を以て積荷の運送を繼續したるときは被保險者は其積荷を委付することを得

(註)前々條第三號の場合に於て船長が遅滞なく他に船舶を以て積荷の運送を繼續せば被保險者は毫も損害を蒙むることなし然るに前々條第三號のみを置きて之に對する例外規定を設けざるときは積荷の價額の下落せしむる如きは委付せば却て利益を取得すべきが故に右の場合に於ても被保險者は委付を爲すに至るも知るべからず是れ本條の設けある所以なり

第六百七十四條 被保險者が委付を爲さんと欲するとき

三月以内に保険者に對して其通知を發することを要す  
前項の期間は第六百七十一條第一號第三號及び第四號の  
場合に於ては被保險者か其事由を知りたる時より之を起  
算す

再保險の場合に於ては第一項の期間は其被保險者か自己  
の被保險者より委付の通知を受けたる時より之を起算す

(註)夫れ委付を爲し得る場合に於て果して委付を爲すか又は單に損害の填補  
を請求するに止るか其關係久しく未定に存するときは當事者の迷惑は少な  
からざるべし仍て本條第一項は委付を爲すべき期間を定めたるなり又委付  
の通知を發すべき期間の起算點は亦之を規定するの必要あり故に本條第二  
項の設けあり唯だ再保險の場合に付ては是れ亦之を規定するの必要あり仍  
て本條第三項を設けたり又本條は單に委付を爲すべき期間を定めたるに過  
ぎず從て本條の期間を怠るも保險契約より生ずる他の權利義務に影響なき  
は當然なりとす

第六百七十五條 委付は單純なることを要す

委付は保險の目的の全部に付て之を爲すことを要す但委  
付の原因か其一部に付て生じたるときは其部分に付ての  
み之を爲すことを得

保險價額の一部を保險に付したる場合に於ては委付は保  
險金額の保險價額に對する割合に應して之を爲すことを  
得

(註)本條は委付は被保險者の利益の爲めに或一定の條件具備したる場合に之  
を爲さしむるものにして一旦爲したる委付の効力は直ちに確定し後日又之  
を變更すべからず故に舊商法の如く委付は之を取消すことを得ず規定す  
るの必要なし第一項に所謂委付は單純なることを要すきは條件付又は期限  
付にて委付することを許さざるの意なり若し然らざるに於ては委付を許し  
たる主意に背けばなり

第六百七十六條 保險者か委付を承認したるときは後日

其委付に對して異議を述ぶることを得ず

(註)本條は第二百九十四條と其規定の精神を同ふし畢竟委付の効力をして速かに確定せしむる爲めの便宜規定に外ならず唯だ詐欺又は強迫に因りて委付の承認ありたる場合の如きは後日之を證明して以て承認の無効を主張するこの如きは固より之を妨げざる所なりとす

第六百七十七條 保險者は委付に因り被保險者か保險の目的に付き有せる一切の權利を取得す

被保險者か委付を爲したるときは保險の目的に關する證書を保險者に交付することを要す

(註)本法に於ては委付は單獨行爲にして保險者の承諾なくとも直ちに効力あるものと爲すが故に従て委付に依りて被保險者の權利は當然保險者に移るものとせり而して權利の移轉ありたりとすも之に關する證書なくんば其權利を行使することを得ざるが故に被保險者は保險者に其證書を交付することを要すと爲したるは正當なりとす

第六百七十八條 被保險者は委付を爲すに當たり保險者に對し保險の目的に關する他の保險契約並に其負擔に屬する債務の有無及び其種類を通知することを要す  
保險者は前項の通知を受くるまでは保險金額の支拂を爲すことを要せず

保險金額の支拂に付き期間の定あるときは其期間は保險者か第一項の通知を受けたる時より之を起算す

(註)抑も委付を許すに付ては保險者保護の爲めに本條第一項の義務を負はしむることは固より當然のことと云ふべし而して第二項は第一項に對する制裁にして第三項は前二項の主意を貫徹する爲めに之を設くるの必要あるものとす

第六百七十九條 保險者か委付を承認せざるときは被保險者は委付の原因を證明したる後に非されは保險金額の支

押を請求することを得ず

(註)抑も委付の條件具備するや否やは被保険者自ら之を證明すべきなり然れども委付が果して正當なりや否やは保險者も亦之を調査するの必要あり故に本條の規定を設けたるなり而して舊商法に在りては委付ありたる後保險金額の支拂あるべき時期を規定したりと雖も是れ各場合に於て異なるべく容易に之を定むることを得ず故に本法は其期間に付き規定せず然れども本條は間接に其期間を定め委付ありたる後玄りに保險金額の支拂を延引すべからざることを示して餘りあるものとす

第六章 船舶債權者

(註)舊商法に於ては普通の債權者の船舶に對する請求權に付きても亦之を規定せりと雖も本法に於ては獨り船舶の上に物上擔保を有する先取特權者と抵當權とのみに付て之を規定せり而して民法と其用語を一にしたるが故に本章に特別規定なきものは直に民法の規定が適用せらるるものとす

第六百八十條 左に掲げたる債權を有する者は船舶其屬具及ひ未だ受取らざる運送賃の上に先取特權を有す

- 一 船舶並に其屬具の競賣に關する費用及ひ競賣手續開始後の保存費
- 二 最後の港に於ける船舶及ひ其屬具の保存費
- 三 航海に關し船舶に課したる諸税
- 四 水先案内料及ひ挽船料
- 五 救援並に救助の費用及ひ船舶の負擔に屬する共同海損
- 六 航海繼續の必要に因りて生したる債權
- 七 雇傭契約に因りて生したる船長其他の船員の債權
- 八 船舶が其賣買又は製造の後未だ航海を爲さざる場合に於て其賣買又は製造並に艤裝に因りて生したる債權及ひ最後の航海の爲めにする船舶の艤裝食料並に燃料に關する債權



九 第二號第四號乃至第六號及び前號に掲げたるものを除く外第五百四十四條の規定に依り委付を許したる債權

(註)本條は如何なる債權を有する者は先取特權を有するや又其先取特權は如何なる物の上に之を行ふことを得るやを規定したるものなり而して本條に列擧せる債權の種類は舊商法と大に之を異にせり舊商法は一般に最後の航海より生ぜる債權を列擧せり然れども本法に於ては航海の前後を問はず航海より生ずたる債權に付き先取特權を與ふべき理由あるものには皆之を與へたり蓋し特權の債權者に先取特權を與へて之を保護する所以は之れ無くんば以て航海業を奨勵すること能はずと信したるが故なり唯だ其權利の順位に至りては後の航海より生ずたるものを前きの航海より生ずたるものに先たしむることは舊商法と異なることなきのみ  
本法は諸税を後にし保存費を先きにせり蓋し本條第二號に所謂保存費は最後の港に於て生ずたる債權なるが故に政府又は他の公共團體より取立つる諸税よりも必要にして保存費を投じたればそ諸税も亦取り立つることなし

得べければなり又本條第六號の債權も亦一種の保存費にして之れなくんば船長等の債權も亦之が履行を受けることを得さればなり其他各號の説明は茲に之を省く  
第六百八十一條 船舶債權者の先取特權は運送貨に付ては其先取特權の生じたる航海に於ける運送貨の上のみ存在す  
(註)本條は運送貨の上に行はるべき先取特權は其先取特權の生じたる航海に於ける運送貨の上のみ存在す云ひて航海の前後を問はず一般に之を規定せり蓋し前條に於て既に其主義を取りたればなり

第六百八十二條 船舶債權者の先取特權が互に競合する場合に於ては其優先權の順位は第六百八十一條に掲げたる順位に従ふ但同條第四號乃至第六號の債權間に在りては後述の如きもの優先順位は各其債權額の割合

に應じて辨濟を受く但第六百八十條第四號乃至第六號の債權が同時に生ぜざりし場合に於ては後に生じたるもの前に生じたるものに先づ先取特權が數回の航海に付て生じたる場合に於ては前二項の規定に拘はらず後の航海に付て生じたるもの前の航海に付て生じたるものに先づ

(註)本條は先取特權の順位を定めたるものにして本條第一項及び第二項の本文は一讀明瞭別に説明を要せず唯だ兩項の但書に付ては舊商法は海損のみを以て之を規定せりし雖も必ずしも海損のみの問題に在らざるが故に第六百八十條第四號乃至第六號を爲せり而して此等の債權間に在りては後に生じたるもの前に生じたるものに先づ所以は先取特權を與へたる精神上固より然らざるべからざる所以なり

第三項を設けたる所以は本法は第六百八十條に於て獨り最後の航海より生ぜる債權者のみならず總ての航海より生ぜる債權者に付て一般に之を規定

したるが故に自ら之を設けざるべからざるに至りたればなり  
第六百八十三條 船舶債權者の先取特權と他の先取特權と競合する場合に於ては船舶債權者の先取特權は他の先取特權に先づ

(註)本條は船舶債權者の先取特權と普通の債權者の先取特權との効力の關係を定めて船舶債權者の先取特權は他の先取特權に優先するものと爲したるなり

第六百八十四條 船舶所有者が其船舶を讓渡したる場合に於ては讓受人は其讓渡を登記したる後先取特權者に對し一定の期間内に其債權の申出を爲すべき旨を公告することを要す但其期間は一月を下ることを得ず先取特權者が前項の期間内に其債權の申出を爲さざるときは其先取特權は消滅す

(註)本條は先取特權の追及權に關する規定にして舊商法に於ては船舶が讓渡人の債權の異議を受くること無く取得者の名義及び計算にて船籍港より新に航海を爲し且つ其發航以來少くとも六十日を経過したる後消滅すこ規定せり然れども此主義に在りては先取特權の消滅速きに過ぎ沿岸航海等を除く外は多くは該權を與へたる目的を達すること能はず仍て本條は此主義を採らず然れども又先取特權は登記なきが故に何程の巨額の債權の存するや容易に之を知ることを得ざるときは船舶融通の途を杜絶するものと謂はざるべからず仍て本條は讓受人をして先取特權者に其債權の申出を一定の期間内に爲さしむる旨を公告せしめ債權者が若し其期間内に債權の申出を爲さざるときは先取特權は消滅するものとせり而して其期間は長きに失すれば讓受人に不利にして短きに失すれば先取特權者に不利なり然るに一ヶ月を下らざる期間は畧は其當を得べしと認めたり是れ本條の規定を設けたる所以なりとす

第六百八十五條 船舶債權者の先取特權は其發生後一年を経過したるときは消滅す第六百八十條第八號の先取特權

は船舶の發航に因りて消滅す

(註)既に前條に於て先取特權の追及權の消滅に關する規定を設けたり然れども此以外に於ても尙ほ先取特權が永く存在するときは或は抵當權者は迷惑を被ることあるべく殊に本法に於ては航海の前後を問はず總て航海より生ずる債權にも先取特權を與へたるが故に其債權の發生古きもの尠からず然るに之をして永年存在せしむるは宜しからず又極めて短期の時効に因りて債權其者を消滅せしめ之と共に先取特權を消滅せしむるも亦宜しからず何となれば先取特權に依りて擔保せらるる債權をして此の如き短期時効に罹らしむるは不當にして先取特權は消滅するも債權は永く存せしむべきなり従て先取特權のみに關して一般に消滅時効の期間を設くるは必要と謂ふべし是れ本條第一項の設けある所以なり

第六百八十六條 登記したる船舶は之を以て抵當權の目的と爲すことを得

船舶の抵當權は其屬具に及ぶ船舶の抵當權には不動産の抵當權に關する規定を準用す

(註)本條以下は船舶の抵當權に關する規定にして本條は未だ登記せざる船舶に在りては之を以て抵當權の目的と爲すことを得ざるも其登記したる船舶なる以上は之を以て低當權の目的と爲すを得ること並に其低當權の効力は當然其屬具に及ぶべきこと又船舶の動産なることは勿論なれども其不動産に類似の點多きを以て船舶の抵當權には不動産の抵當權に關する規定を準用すべきものと爲したるなり

第六百八十七條 船舶の先取特權は抵當權に先ちて之を行ふことを得

(註)本條は船舶の先取特權と其抵當權との効力の關係を定めて船舶の先取特權は抵當權に先ちて之を行ふことを得るものと爲したり

第六百八十八條 登記したる船舶は之を以て質權の目的と爲すことを得す

(註)本法に於ては既に船舶抵當權を認めたり故に最早質權は之を認むる實際の必要な者とせり蓋し船舶は運轉航行を以て其目的とす從て質權を認めたる國に在りても實際に於て質權を生ぜしむる場合極めて少なし殊に質權

を法律に認むるに於ては之に關して尙ほ詳細なる規定を必要とし實際に適用なき無用の法文を多く設けざるべからざる立法上の不利なり仍て本法に於ては質權は之を認めざることを爲したるなり

第六百八十九條 本章の規定は製造中の船舶に之を準用す  
(註)製造中の船舶には當然本章の規定を適用するを得ざるを以て特に本條を設けて之を準用すべき旨を規定したる所以なり

類に及ぶ事案出ずへきは本條に於ては適用あり

(註) 總論中の附屬法に對する舊法は本條の規定に依りて廢止されず其の適用は舊法に依りて之を適用す  
第六百八十七條 本章の附屬法に對する舊法は本條の規定に依りて廢止されず其の適用は舊法に依りて之を適用す

### 註訓 新商法要義終

## 商法施行法要義

(註) 本法は前に掲し新商法を施行するに付て必要なる事項を規定せし法律にして新商法と舊商法との経過の間に處すべき法律なるを以て學問上にては

這種類の法律を経過法と云ふ故に本法は數年、十數年若くは長くも數十年の後に自然に無用に歸するものにして商法其のもの如く數十年に渉る(註) 永久の性質は無きものなり然れども方今新商法施行の際に在りては舊商法其他の舊法との關係よりして實際上最も必要のものに屬し讀者は最も能く之に注意せざる可からざるものなり

### 第一條 商法施行前に生じたる事項に付ては本法に別段の定ある場合を除く外舊法の規定を適用す

(註) 本條法文「商法」とは新商法を云ひ「舊法」とは舊商法及び其の附屬法等にして商法施行と同時に廢止に歸する法律を云ふ商法施行の日より以後に生ずる事項に付ては固より新商法を適用するも其の以前に即ち舊法の下に生ぜし事項に付き突然新商法を適用しては大に不便不都合たる事多きを

以て此等の事項には新商法施行後と雖も依然舊法を適用するを通則とし唯  
た本法に別段の定ありて商法を適用すべき爲せしもののみは例外として其定  
に依り商法を適用することとす蓋し商法を適用するを公益上必要と爲すも  
の及び當事者其他利害關係人の爲め却て之を便益と爲すものは本法に別段  
の定を爲して以て之を適用することと爲せしなり而して其の所謂「別段の  
定」は後に至り本法の各條に屢之を見るべきを以て茲に之を擧げず

第二條 商事に關する特別の法令は商法施行の後と雖も仍  
ほ其効力を有す

(註)「商事に關する特別の法令」とは銀行條例、取引所法、質屋取締規則、  
古物商取締規則等商事に關する法令なる商法に對しては特別法たる位置に  
在るものにして商法は商事に關する普通法たり此等の法令は商事に關する  
特別法たり而して「法令」とは「法律命令」の略語にして「命令」とは行  
政命令即ち勅令、閣令、省令、府縣令等を云ふ此等の特別法令は或は舊商  
法の下に制定され或は舊商法以前に制定されしものなれば商法の施行によ  
り廢止さるゝやの疑あれども決して然らず依然として仍ほ有効なるものと  
せり蓋し普通法の改正は特別法に影響なきこと一般の原則なり

第三條 特別の法令中舊商法の規定に依るべきものと定め  
たる場合に付ては舊商法は商法施行の後と雖も仍ほ其効  
力を有す

(註)前條に述へし特別法令の規定中に舊商法の規定に依るべきものと定めあ  
る場合少からず此場合には舊商法既に廢止されしに由り其如何は如何にす  
べきやと云ふに是れ亦依然其舊商法を有効なるものとす此場合には其の特  
別法令の規定に従ふて舊商法の規定を適用すへし是れ特別法令其ものを有  
効なりとせば其規定の一たる舊商法の規定に依ると云へること亦有効な  
ること當然の結果に屬すればなり

第四條 商法施行前より商業を營む未成年者、妻及び後見  
人は商法の規定に従ひて登記を爲すことを要す

(註)未成年者は父、母又は後見人の許可を得て、妻は夫の許可を得て商業を  
營むことを得又後見人は被後見人の爲めに商業を營むことを得るは舊商法  
も商法も同一なりと雖も舊商法に於ては妻の如き必ずしも登記を要せざり  
しに商法は三者共に各登記を爲すべきことと爲せり故に此等の者が商法施

行前より商業を営むときは商法施行の際には商法に従ひて其登記を爲すべし是れ前の第一條に於て舊法の規定を適用する別段の定の一に屬す但未成年者及び後見人は舊商法に依り概ね既に登記を爲しあるべきを以て本條は主として妻に付て其必要を見るべし

第五條 商法施行前に會社の無限責任社員と爲ることを許されたる未成年者又は妻は商法施行の日より其會社の業務に關し之を能力者と看做す

(註)未成年者又は妻の商業を営むときは其商法に關しては之を能力者と看做すことは舊商法にも其規定ありしか此等の者の單に會社の無限責任社員と爲ることを許されたるときは其會社の業務を執行すべき者たるより其業務に關しては之を能力者と看做すことは舊商法に其規定なく獨り商法第六條に其規定あり故に商法施行後に此社員と爲りし者は固より其規定の適用を受け能力者と看做さるるも是れ商法施行後の者のみに限るの理なきを以て本條は施行前に社員と爲りし者をも同一に取扱ひ是れ亦其會社の業務に關しては之を能力者と看做すことと爲り

第六條 商法第七條第二項の規定は商法施行の日より其施行前に定めたる制限にも亦之を適用す

(註)商法第七條第二項の規定に依れば被後見人の爲めに商業を営む後見人の代理權に加へたる制限は之を以て善意の第三者に對抗することを得ず而して本條は之を商法施行前の後見人にも適用す故に其施行前に於て後見人の代理權に或制限を加へあるときは其施行の日より其制限を以て善意の第三者に對抗することを得ざることを爲るなり

第七條 商法第八條に定めたる小商人の範圍は勅令を以て之を定む

(註)商法第八條に依れば小商人には商業登記、商號及び商業帳簿に關する規定を適用せざるものとす故に普通の商人たる小商人たることは法律適用上に大差異あり當事者及び之に關係する者の爲めに利害を爲す少なからず然るに如何なる者を小商人と云ふや商法第八條は單に「戸々に就き又は道路に於て物を賣買する者其他小商人」とありて小商人たるべき否の範圍明確ならず是を以て本條は勅令を以て其範圍を定むることとせり乃ち此範圍は

不日勅令の公布ありて明確と爲るべきなり

第八條 商法施行前に舊法の規定に依りて爲したる登記は商法の規定に従ひて爲したるものと同一の効力を有す

(註)商事上の諸事に付き商業登記簿に登記を爲すべきことは商法も舊商法其他舊法も共に其規定あり唯だ其登記を爲すに付ての要件及び手續等は舊法と商法との規定に差異ありて舊法に依りて爲せし有効の登記も商法の規定上無効とすべきこと或は之れ無しとせず然れども之に因りて商法施行後に一々其登記を改め爲さしむるは當事者の爲め甚だ過酷なるを以て本條に於て特に之を宥恕し舊法の規定に依りて有効に爲せし登記は商法の施行後も商法の規定に従ひし有効適法の登記と看做し再び之を改め爲すを要せざるものとす

第九條 商法施行の前に登記したる事項に變更を生じ又は其事項が消滅したる場合に於て商法施行前に登記を爲さざりしときは當事者は其施行の後遅滞なく登記を爲すことを要す

(註)凡そ一たび登記したる事項にして變更を生じ又は其事項が消滅したるときは當事者は遅滞なく其變更又は消滅の登記を爲すべきこと商法第十五條の規定せる所にして事理の當然に屬す故に商法施行前に登記したる事項に付き同く施行前に變更又は消滅ありて未だ其變更には消滅の登記を爲さざる内に商法の施行ありたるときは當事者は其施行の際に遅滞なく商法の右第十五條の規定の趣旨に従ひて其登記を爲すべきなり

第十條 商法施行前に設立の登記を爲したる會社の社名は商法の規定に従ひて登記したる商號と同一の効力を有す

(註)會社を表示すべき名稱のことは舊商法に於て之を「社名」と云ひ商法に於て之を「商號」と云ふも二者固より共に同一性質のものに屬し唯だ其の要件及び登記のこと等に多少の差異なしとせず然れども商法施行前に舊商法の規定に従ひて設立したる會社の其規定に従ひて登記したる社名は商法の會社の商號に於ける規定に適合せざる所あるも仍ほ之を商法の規定に従ひ記したる商號と同一の効力ありとし商法の下に於ても亦有効なるものと爲すなり

第十一條 商法施行前に設立したる合名會社にして其社名



中に合名會社なる文字を用ゐざるものは其施行の日より三ヶ月内に商法第十七條の規定に従ひて其社名を改め且其登記を爲すことを要す  
會社の業務を執行する社員か前項の規定に違反したるときは五圓以上五拾圓以下の過料に處せらる

(註)商法に於ては合名會社の商號中には合名會社なる文字を用ゆることを要するものとせしむるに第十條 舊商法施行條例に於ては合名會社の社名に限り「會社」の二字を附するを以て足れりとし「合名」の二字は之を附せざるも可なることとせり故に商法施行前に設立し登記したる合名會社の社名には「合名」の二字なきものあるを以て商法施行の日より起算して三ヶ月内に其社名を改めて新に「合名」の二字を加ふべく而して其の之を加へし新社名を登記すべく此登記も亦右三ヶ月内に於てすべく若し之を怠れば本條に掲げし五圓以上五十圓以下の過料に處せらるべきものとす

第十二條 商法第十八條の規定は商法施行前より使用する商號には之を適用せず

(註)商法第十八條は會社に非ずして會社たることを示すべき文字を用ゆることを禁したるものなるが是れ將來に對する禁止にして若し商法施行前より此の如く會社に非ざる者が會社たることを示し殊に會社類似の商號を用ゆるも商法により之を改めしむるは過酷なるを以て特に之を許し別に該條に依りて之を改むるを要せざることとせり

第十三條 商法第十九條の規定は舊商法施行前より使用する商號には之を適用せず

商法施行後に商號の登記を爲したる者と雖舊商法施行前より同一又は類似の商號を使用する者に對しては商法第二十条に定たる權利を行使するを得ず

(註)甲者が既に或商號を登記すれば乙者其他の者は同一の商號を登記する權利を得ず且假令同一の商號を登記せざるも之を使用して其使用が不正の競争の目的に出づるときは甲者は其使用を止めしむることを得るは商法第十九條第二十條の規定する所にして此規定は共に商法施行前より商號を使用する者には適用せず即ち二者が商法施行前より或商號を使用せるときは施

行後に甲者が其商號を登記する者又は更に自ら其商號を登記することを  
得べく又假令乙者に不正の競争の目的ありとするも甲者は乙者の使用を止  
めしむることを得ざるものとす

第十四條 商法第十九條、第二十條第三項、第二十二條第  
一項及び第二百八十九條第三項に掲げたる市町村は市制  
又は町村制を施行せざる地方に在りては從來の町村其他  
之に類する區域とし東京市、京都市及び大阪市に在りて  
は其各區とす

(註)本條に列擧せし商法の各條項中には皆「同市町村内」云々の法文あり其  
「市町村」とは市制、町村制の施行に付き定まれる市町村を云ふものなれ  
ども全國中には未だ市制町村制を施行せざる地方あり此等の地方にては從  
來より謂ふ所の町村又は宿、驛等町村に類する區域を指すものとす又東  
京、京都、大阪の三市は固より既に市制を施行するも此三市は他市に比  
し甚だ廣大なるを以て其市内の各一區を以て右商法の「市町村」と爲す  
なり

第十五條 商法施行前に東京市又は大阪市に於て商號の登  
記を爲したる者は商法施行の日より六個月内に其市に存  
する他の登記所に於て其登記を爲すことを要す  
前項に定めたる登記を爲さざりし者は其登記を爲さざり  
し登記所の管轄區域内に於ては商法第二十條に定めたる  
権利を行ふことを得ず

(註)普通の市町村内には一登記所あるに止まるも東京、大阪二市には二以  
上の登記所ありて各々其管轄區域を異にし隨て甲登記所に於て爲せし登記  
は乙登記所の管轄區域に對し効力なし是れ本條が六個月内に更に他の登記  
所に登記すべく然らざれば其登記所の管轄區域に對し商法第二十條の權利  
なしとせし所以なり

第十六條 商法第二十二條第二項の適用に付ては北海道は  
之を一府縣と看做す

(註)商法第二十二條第二項の法文は單に「同府縣内」とあり而して北海道は

府に非ず縣に非ざるを以て北海道に於て該項の適用を爲すには大に困却すべし故に本條を以て該項の所謂「府縣」として北海道をも一府縣と同視すを定め以て該項の缺點を補ひしなり

第十七條 商法第二十八條の規定は商法施行前に作りたる商業帳簿にも亦之を適用す

(註)商人は十年間其商業帳簿を保存すべき旨の規定は舊商法にも商法と同じく存せし所なるが舊商法には其十年の期間の起算迄に關する規定なし第三十四條是れ本條の規定ある所以にして本條は此起算點の規定即ち商法第三十條第二項の規定を適用することを定めしなり但同條の「營業に關する信書」に付ての規定は商法施行後の信書に非ざれば適用せざることを論なし

第十八條 代務人には商法施行の日より支配人に關する規定を適用す

(註)舊商法に於ける代務人は商法に於ける支配人に該當し二者其性質を同ふし唯だ名稱と多少の規定とを異にするのみ故に商法施行前に舊商法の下に於て代務人と稱せし者には其施行の日より總て商法に於ける支配人の規定

即ち商法第二十九條以下の規定を適用するものと爲したり

第十九條 商法施行前より支配人又は支配役と稱する者が

商法第三十條に定めたる權限を有せざるときは主人は商

法施行の日より三個月内に其名稱を改むることを要す

主人か前項の期間内に支配人又は支配役の名稱を改めさ

りしときは其者は商法第三十條に定めたる權限を有する

ものと看做す

(註)從來實際の慣例に於て支配人又は支配役と稱する商業使用人あり此等は商法に於ける支配人と其性質必ずしも同一ならず其權限は商法第三十條の權限よりも狭きもの多し然るに商法施行後に於て依然從來の名稱を用ひ從來の權限に依るときは商法上の支配人と混同して種々の弊害あるべきを以て本條は其名稱を改むるか又は其權限を第三十條と同一にするか二者其一に出でしむることとせり

第二十條 商法第三十二條第三項の規定は舊商法第五十條

の規定に反して爲したる行爲に之を準用す但一年の期間は商法施行の日より之を起算す

主人か商法施行前に前項の行爲を知りたるときは二週間の期間も亦其施行の日より之を起算す

(註)本條は支配人が主人の許諾なくして自己又は第三者の爲めに商行爲を爲したる場合に主人が其行爲を主人自己の爲めにせしものと看做す權利を行使する期間を定めたるものにして舊商法には期間の定なかりしを以て商法の規定を之に準用し且併せて其起算點をも設けたるものなり

第二十一條 商法中代理商に關する規定は商法施行の日より其施行前に定めたる代理商にも亦之を適用す

(註)商法施行前には舊商法中に「代理商」と云ふ名なかりしも舊商法の代辦人の一種たる「常囑代辦人」は舊商法の「代理商」に該當し其他實質上之に該當する者なしとせし故に商法施行前に或は常囑代辦人或は其他の名を以て代理商の實質を行ひ來れるものには其施行後は其第一編第七章の代理商の規定を適用すべきや勿論とす

第二十二條 商法中會社に關する規定は本法に別段の定めたる場合を除く外商法施行の日より其施行前に設立したる會社にも亦之を適用す

(註)會社に關する規定は第三者の爲め又は公益の爲めにせるもの多きを以て商法中の其規定をも商法施行前に設立したる會社にも適用するを通則とし唯だ本法に別段の定めある場合のみ例外として之を適用せず舊商法に従はしむるものとすゆゑに本條は第一條と全く其の通則と例外とを反對にするものなり

第二十三條 商法第四十七條に定めたる期間は商法施行前に本店の所在地に於て設立の登記を爲したる會社に付ては其施行の日より之を起算す

(註)商法第四十七條の期間は會社の設立後其開業を爲すまでの期間六ヶ月にして此六ヶ月は該條に依れば設立登記の日より起算するものなれども商法施行前に設立登記を爲したる會社に其まゝ之を適用すれば會社の爲め甚だ迷惑たるべきを以て此場合には右登記の日より起算せず商法施行の日よ

り起算するべきと爲したり故に此起算點の一事を除けば該條は盡し此施行前設立登記せる會社に適用せらるなり

第二十四條 商法施行前に設立したる合名會社にして未だ設立の登記を爲さざるものは商法施行の日より一ヶ月内に商法の規定に従ひて定款を作り且商法第五十一條第一項に定めたる登記を爲すことを要す

(註)合名會社が商法施行前に設立の登記を爲したるときは其まゝにして可なりも若し未だ其登記を爲さざるときは商法に従ひて登記を爲すべく即ち商法第五十一條第一項の規定せる六種の事項を登記すべく唯だ該項の「定款を作りたる日より一週間に」と云へる期間は適用し難きを以て本條之を商法施行の日より一ヶ月内に爲すべきものとせり即ち本條は該商法第五十一條中に付き第一項の期間及び其起算點を特別にせしものに過ぎざるなり而して該條第二項第三項は其まゝ全く適用すべきや言を俟たす

第二十五條 商法施行前に本店の所在地に於て設立の登記を爲したる合名會社は商法施行の日より一ヶ月内に本店

の所在地に於ては支店、支店の所在地に於ては本店并に他の支店及び社員の出資の種類并に財産を目的とする出資の價格を登記することを要す

(註)合名會社の設立に付き登記すべき事項は舊商法と商法との規定上差異ありて舊商法の規定に依る登記は商法の規定よりして不備たるを免れず故に商法施行前に爲したる登記其ものは有効たるも第八條更に本條に掲げたる諸事項を追加せしむ殊に其の本店所在地のみにて登記せしときは更に支店所在地に於て登記せしむべきや當然のみ

第二十六條 商法第五十一條第二項、第三項及第五十二條の規定は合名會社か設立の登記を爲したる後商法施行前に支店を設け又は其本店若しくは支店を移轉したる場合に之を準用す但登記期間は商法施行の日より之を起算す

(註)本條は支店の新設又は本店若しくは支店の移轉に關する登記に付ての商法の規定を商法施行前に其新設又は移轉ありし場合に準用し但た其登記期間の起算點に付き特則を設けしのみ

第二十七條 會社の商務を執行する社員か前二條の規定に依り爲すべき登記を怠りたるときは五圓以上五十圓以下の過料に處せらる

(註)本條は登記を爲すべき責任ある者か之を怠りし場合の制裁を定めしものにして別に説明を要せず

第二十八條 商法第六十條第二項及び第三項の規定は舊商法第四百四條の規定に反して爲したる行爲に之を準用す

第二十條の規定は前項の場合に之を準用す

(註)合名會社の社員か他の社員の承諾なくして自己又は第三者の爲め會社の營業の部類に屬する商行爲を爲したる場合には商法第六十條第二項第三項にも舊商法第四百四條にも其制裁あり然るに本條は商法施行前に於ける社員の此行爲に付き其施行後に於て舊商法の制裁を適用せずして商法の制裁を適用せしむ是れ商法の制裁は舊商法の制裁よりも軽くして妥當なるに依る第二項の規定は期間の起算點に付き第二十條の第一項但書及び第二項の規

定を準用するなり

第二十九條 商法第七十一條の規定は商法施行前に設立したる合名會社に之を適用せず

(註)勞務又は信用を以て出資の目的を爲したる社員の退社する場合には舊商法は特約あるに非ざれば持分の拂戻を受くるとを得ずと爲し(舊商、第四百廿四條第二項)商法第七十一條は特約あるに非ざれば持分の拂戻を受くるところを得ざるを爲し全く反對の規定を爲せり故に舊商法の下に設立したる合名會社に此商法第七十一條を適用せば全く會社の意思に反對するに至るを以て此條は適用せざることを爲したり

第三十條 合名會社の目的たる事業の成功か商法施行前に不能と爲りたるときは裁判所か解散を命したる場合を除く外其會社は商法の施行と同時に解散したるものと看做す

(註)合名會社の目的たる事業の成功か不能と爲るときは商法第七十四條第二

號に於ては當然會社の解散を爲るものなるが舊商法に於ては當然の解散とせず裁判所の命令を以て解散を爲るものたり故に其成功不能が商法施行前に生ず且裁判所の命令ありたるときは論なきも未だ裁判所の命令あらずして商法施行を爲りしときは右商法の主義よりして其命令を要せず施行の日を以て當然解散を爲りしものと爲す舊商法第百二十七條參照

**第三十一條** 合名會社が商法施行前に解散したる場合に於て未だ清算人を選任せざるときは其施行の日より二週間に於て既に商法第七十六條の規定に従ひて登記を爲すことを要す

(註)合名會社が商法施行前に解散したる場合に於ては商法施行後は商法の規定に依り其登記を爲すべきものなるが清算人の選任ありしと否に因りて之を異にし其選任の未だ有らざりしときは商法第七十六條の規定に依り其登記を爲すべく登記期間は商法施行の日より二週間とす

**第三十二條** 合名會社が商法施行前に解散したる場合に於て既に清算人を選任したるときは其施行の日より二週間

内に商法第七十六條及び第九十條の規定に従ひて登記を爲すことを要す

(註)前條に述べし清算人の選任の既に有りしときは前條に於ける如く商法第七十六條に依るに止まらず更に商法第九十條に依りて登記を爲すべく即ち解散の登記と清算人の氏名、住所の登記とを併せて商法施行の日より二週間内に爲すべきものとす

**第三十三條** 商法第七十八條第二項の規定に依り爲すべき公告は裁判所が爲すべき登記事項の公告と同一の方法を以て之を爲すことを要す

(註)會社が合併の決議を爲したるときは其決議の日より二週間に其債權者に對して異議あらば一定の期間内に之を述べべき旨の公告を爲すべきこと商法第七十八條第二項の命する所なるが此公告は如何なる方法を以て之を爲すべきや本條は之を定めて裁判所が爲すべき登記事項の公告と同一の方法を以てすべきこととせり而して裁判所が爲すべき登記事項の公告の方法は非訟事件手續法の詳細に規定せし所なれば該規定の方法に依り之を爲す

第三十四條 合名會社が商法施行前に解散したる場合に於て未だ清算人を選任せざるときは總社員の同意を以て會社財産の處分方法を定むることを得此場合に於ては商法施行の日より二週間内に財産目録及び貸借對照表を作ることを要す

商法第七十八條第二項、第七十九條及び第八十條の規定は前項の場合に之を準用す

(註)本條は商法施行前に解散したる合名會社が未だ清算人を選任せざりし場合に商法第八十五條の趣旨を適用するものにして其の既に清算人を選任せしときは則ち既に清算に着手せるものなれば普通の清算手續を續行すべきも未だ選任せざるときは右商法第八十五條は總社員の同意を以て會社財産の處分方法を定むることを許しあるに因り此場合に於ても亦之に従ひ清算を爲さずして總社員の同意を以て之を定むるの簡易手段に依ることを得せ

(註)しめたり但尚ほ右第八十五條と同一く一定の期間に財産目録及び貸借對照表を作り且商法第七十八條第二項其他二條の規定せる手續を踐行せざる可からざるなり

第三十五條 合名會社が商法施行前に解散の登記を爲したる場合に於ては清算は舊商法の規定に依りて之を爲す

(註)合名會社が解散したる際に商法の施行ありたるときは其清算は商法と舊商法と孰れの規定に依るべきや疑を生ずる所なきを以て本條は解散の登記を爲したるに否に因りて之を區別し施行前に登記を爲せば假令未だ清算に着手せざりしも尚ほ其清算は舊商法の規定に依ることとせり故に解散の決議又は命令は施行前に在るも登記が施行後なるときは其清算は商法の規定に依るべきなり

第三十六條 合名會社に於て商法施行前に清算人の解任又は變更ありたるときは其施行の日より二週間内に商法第九十七條の規定に従ひて登記を爲すことを要す

(註)合名會社に於て清算人の解任又は變更あれば二週間内に登記すべきなり



商法第九十七條の規定せる所なるを以て其解任、變更が商法施行前に在るも仍は右の規定に依り登記せしめ唯三週間の期間を右規定の如く解任又は變更の日より起算せずして商法施行の日より起算するものとせり

第三十七條 商法第三百三條の規定は商法施行前に解散したる合名會社にも亦之を適用す

(註)商法第三百三條は舊商法第三百三十五條に一大修正を加へ彼は五年を時効と爲せしに此は之を單純なる豫定期間とし中斷、停止等の事なく五年さへ経過すれば責任全く消滅することとし又其起算點を彼は解散の日とせしに此は解散登記の日としたり而して大要此は大に彼の社員責任を軽くせしむのなれば之を商法施行前解散の會社にも適用することとせしなり

第三十八條 商法施行前に設立したる合資會社には舊商法の規定を適用す

第二十三條、第二十五條乃至第三十二條及び前三條の規定は前項の會社に之を準用す

(註)合資會社は新舊二法上に於て大に其性質を異にし舊商法は特約なきときは

は有限責任社員のみを以て組織するものなるも商法は之を改め有限責任社員と無限責任社員との二者を以て組織するものとせり故に舊商法に依り設立せし合資會社には到底商法の合資會社の規定を適用するを得ず是れ第一項の規定ある所以なり

第二項は別に説明を要せざるべし

第三十九條 商法施行前に設立したる合資會社は其取引に關する一切の書類に商法施行前に設立したる會社たることを示すことを要す

業務擔當社員が前項の規定に違反したるときは五圓以上五十圓以下の過料に處せらる

(註)舊商法に依る合資會社は商法の合資會社と其性質大に異なること前述の如くなるを以て商法施行後は之を商法の合資會社と混同せざる爲め一目前際に區別し得せしむることを要し乃ち其會社の書類に其事を明記して之を示さしめ若し之に違反すれば過料の制裁を興ふるなり

第四十條 商法施行前に設立したる合資會社は舊商法第

百五十一條第二項の規定に従ひ其組織を變更して之を商法に定めたる合資會社、株式會社又は株式合資會社と爲すことを得

前項の場合に於ては總會は直ちに新會社の組織に必要な事項を決議することを要す

(註)舊商法に依る合資會社は商法の合資會社と異なり隨て其他の種類の會社は更に異なるを以て商法施行後は前條の如き手續を要する等種々自他の不便あり故に或は無限責任社員を加へて商法の合資會社とし或は其持分を株式に改めて株式會社とし又或は一面には無限責任社員を加へ一面には持分を株式に改めて株式合資會社とするを許し唯だ之れを行ふには舊商法第百五十一條第二項の決議を以てし且つ組織に必要な事項の決議を爲すべきなり

第四十一條 商法第七十八條、第七十九條第一項、第二項及び第二百五十四條の規定は前條の場合に之を準用す

(註)本條に掲げし商法の諸條項は會社の合併及び組織變更に關する必要な

手續の規定にして前條の組織變更の場合に之れを準用し該規定の手續を行はしむ

第四十二條 商法施行前に設立したる合資會社は商法の規定に従ひて合併を爲すことを得但合併後存續し又は合併に因りて設立する會社は商法に定めたる種類の一たることを要す

合併の決議は舊商法第一百五十一條第二項の規定に依るに非されは之を爲すことを得ず

(註)舊商法に依る合資會社を商法施行後其まゝに存續するは前に評せし所なるも之を合併するには商法の規定に依りて之を爲すべく且其合併を爲すに付ては合併後の組織は商法の規定に依らざる可からず  
第二項は合併の決議の方法を定めしもののみ

第四十三條 商法施行前に發起の認可を得たる株式會社に於ては其發起人は七人以上なることを要せず

(註)株式會社の發起人は商法に於ては七人以上を要するも商、第百二十九條舊商法は四人以上にて足りしを以て商法施行前に發起の認可を得たるものは其施行後雖も商法に反して七人以下なるも妨なしとせるなり

第四十四條 商法施行前に發起の認可を得たる株式會社と雖も其發起人が未だ株式の募集に着手せざるときは之に商法の規定を適用す

(註)株式會社を發起して商法施行前に其認可を得たる場合に同く其施行前に既に株式募集に着手したるときは舊商法の規定に依らしむるも之に反して施行前に未だ株式募集に着手せざるときは其募集は勿論、總て其會社には盡く商法の規定を適用するものとす

第四十五條 株式會社の發起人が商法施行前に株主の募集に着手したるときは舊商法の規定に従ひて會社の設立を爲すことを得但商法の規定に従ひて定款を作ることとを要す

(註)株式募集に付き商法施行前に着手せしときは前條に一言せし如く舊商法に依ることを得尤も是れ會社の設立までにして其設立の手續既に終はれば爾後は尙ほ商法の規定を適用すべく又其設立手續中に於ても定款のみは必ず商法の規定に従ふて之を作るべし

第四十六條 商法施行前に創業總會に於て定款を確定したる場合に於ては商法の規定に従ひて其定款を變更することを要す

(註)定款は前條の場合に於ても尙ほ商法の規定に従ふべきものにして本條は更に此主義を擴め會社が既に定款を作りて創業總會の決議を経て之を確定したるものが商法施行前に在る場合と雖も商法施行の上は更に商法の規定に従ふて其定款を變更すべきこととせり故に株式會社の定款は如何なる場合に於ても必ず商法の規定に適せざる可からざるものたるなり

第四十七條 商法第百三十條の規定は前二條の場合にも亦之を適用す

(註)商法第百三十條は株式引受人が第一回の拂込を爲さざる場合に於ける處

分方法の規定にして此規定は舊商法中に存せざる所なるを以て前三條の場合即ち商法施行前に株式募集に着手したる場合又は其施行前に定款を確定したる場合にも之を適用す舊商法に依りて株式の第一回拂込を爲さしむる場合に其株式引受人が拂込を爲さざるべきの場合にも亦右商法第三百十條の處分方法を爲さしむと云ふに歸するなり

第四十八條 商法第六十三條第一項及び第二項の規定は舊商法の規定に依りて招集したる創業總會の決議に之を準用す但同條第二項の期間は商法施行前に決議を爲したる場合に於ては其施行の日より之を起算す

(註)本條に掲げし商法規定は總會招集の手續又は其決議の方法が法令又は定款に反するときに株主より裁判所に請求して其決議の無効を宣告する規定に屬し此規定は舊商法に存せざる所なるも會社の爲め株式の爲め甚た必用のものたるを以て之を舊商法の規定に依りて招集したる創業總會の決議にも準用し其決議に付て株主より請求し裁判所の無効宣告を爲さしめ得ることとし唯だ其請求は決議の日より一ヶ月内に爲すべきを本條の場合に其決

議が商法施行前に在れば施行の日より起算して一ヶ月内を爲したり

第四十九條 第四十五條の場合に於て商法施行前に株式總數の引受ありたるときは其施行の日より商法施行後に株式總數の引受ありたるときは其日より六個月内に發起人が創業總會を招集せざるべきは株式申込人は其申込を取消すことを得

(註)本條は商法第四百十條の趣旨を本法第四十五條の場合に應用せしものにして該商法第四百十條の規定は舊商法に存せざる所なるを以て適宜に之を折衷し該規定は株式總數引受ありたる後一年内に拂込の終はらざるべき又は拂込が終はりて六ヶ月間に創業總會を招集せざるべきは株式引受人は其申込を取消し拂込みたる金額の返還を請求し得ることとししが本條は少しく之を改め單に株式總數の引受ありしに拘らず久しく創業總會を招集せざるべきは株式申込人は其申込を取消し得ることとし爲したり而して其期間は六ヶ月なるも起算點は株式總數の引受が商法施行前に在りしときを以て之を區別し前に在りしときは其施行の日より起算し後に在るときは其引受ありたる日より起算す但孰れも其募集着手は施行前に在りし場合たるや言

を俟たず

第五十條 第四十五條及び第四十六條の場合に於ては株式會社は各株に付き株金の四分の一の拂込ありたる後二週間に商法第四百四十一條第一項に定めたる登記を爲すことを要す

(註)前の第四十五條の場合即ち商法施行前に株式募集に着手したる場合及び第四十六條の場合即ち商法施行前に定款を確定したる場合に於ては各株に付き盡く株金四分の一の拂込ありたるときより起算して二週間に商法所定の登記を爲すべし蓋し此拂込ありたるときは則ち會社設立の手續を終はりたるべきなるを以て茲に此登記を爲すことを要するにて此場合と雖も舊商法第六十八條に依らず商法に依らしむるなり

第五十一條 商法施行前に本店の所在地に於て設立の登記を爲したる株式會社にして其定款に商法第二百十條第一號乃至第七號に掲げたる事項を定めざるものは商法施行の日より三個月内に其定款を変更することを要す

(註)株式會社の定款は如何なる場合にも商法の規定に依らしめ其の既に商法施行前に確定せしときと雖も之を變更せしむるは第四十五條但書及び第四十六條の既に定めし所にして本條は更に之を推擴し商法施行前に既に設立の登記を爲したる場合と雖も其定款が商法の規定に適合せざるものは尙ほ之を變更せしめ商法第二百十條第一號乃至第七號の七事項を必ず追加すべきことと爲したり而して其變更に付ては施行の日より三ヶ月間の猶豫を與ふ

此變更せる定款は更に登記すべきや論なし

第五十二條 商法施行前に本店の所在地に於て設立の登記を爲したる株式會社は商法施行の日より三個月内に本店の所在地に於ては支店、支店の所在地に於ては本店並に他の支店及び會社か公告を爲す方法並に監査役の氏名、住所を登記することを要す

(註)本條は合名會社に關する第二十五條の規定と略同一にして唯た登記事項に付き差異あるは合名會社と株式會社とを異にする結果に外ならず又其期

間の彼は一ヶ月にして此は三ヶ月なるは彼は合名會社の性質として社員少數に事を行ふ敏速なるも此は株式會社の性質として組織散漫に事を行ふ敏速なり難きこと少からざるに因るのみ

本條の登記を怠れば第五十四條の制裁あり注意せざる可からず

**第五十三條** 商法施行前に設立したる株式會社が登記したる事項中に變更を生したる場合に於て商法施行前に登記を爲さざりしときは其施行の日より二週間内に本店及び支店の所在地に於て其登記を爲すことを要す  
舊商法の規定に依り登記すべき事項が商法施行前に生したる場合に於ては舊商法に登記期間の定なきとき限り前項の規定を準用す

(註)株式會社の登記したる事項に變更を生したるときは其時より二週間内に更に其變更の登記を爲すべきこと商法の規定せる所なり  
三 故に商法施行前に登記したる事項に變更を生したるも其施行前に未だ舊商法に登記したる事項に變更を生したるときは其時より二週間内に登記せしむる

記を爲さざりしときは亦右規定の趣旨を應用して二週間内に登記せしむる  
第二項は舊商法の規定に依りて登記すべき事項が商法施行前に生したるに未だ其登記を爲さざりしときは商法の規定上其登記を要するも否かを問はず前項に依り其施行の日より二週間内に其登記を爲すべく若し舊商法に登記期間の定あれば其期間に於て之を爲すべきや言を俟たず  
本條の登記も亦之を怠れば次條の制裁あり

**第五十四條** 取締役が前三條の規定に違反したるときは五圓以上五十圓以下の過料に處せらる

(註)本條は別に説明を要せず單に前三條違反の制裁を設けたるに過ぎず唯た法文「五十圓以下」と云へるは「五十圓未満」と云へるも異なり「未満」と云へば四十九圓九十九錢九厘の過料に非ざれば處す可からざるも「以下」と云へば五十圓の過料に處し得るなり

**第五十五條** 商法施行前に設立したる株式會社に於て株式の金額が商法第四百十五條第二項の規定に反するも舊商

法及び舊商法施行條例の規定に反せざる場合に於ては定款の定むる所に依ることを得商法施行後に新株を發行するとき亦同し

前項の規定は商法施行後に株式の金額を變更する場合には之を適用せず

(註)商法に於ては株式の金額は五十圓以上を原則とし一時に株金金額を拂ひ込むべき場合に限り二十圓以上にて可なることとせるも商、第百四十五條舊商法は之に異なり二十圓以上を原則とし資本十萬圓以下なるときは特に五十圓以上なるべきこととし舊商、第百七十五條舊商法施行條例は更に舊商法施行前の株式は右制限に適せざるも可なることと爲せり故に商法施行後に至りては其施行前より存する株式は其金額徃々商法の規定に適せざるものあるべきも其施行の爲め急に之を改めしむるは不都合なるを以て假令商法の規定に通せざるも舊商法又は舊商法施行條例の規定に反せざる以上は之を改むることを要せず依然其定款の定むる所に依りて可なるものとす  
右會社に於て商法施行後に新株を發行するときは商法の規定に依り金額を

定むべきが如きも決して然らず尙ほ從來の定款所定に依ることを得否なる依らざる可からず何となれば株式の金額は必ず均一を要し新株のみ之を異にすることを得ざればなり

然れども商法施行後に資本の増減等の爲め株式の金額を増減するときは必ず商法の制限に従はざる可からず是れ當然の理なりとす

第五十六條 商法中株券に關する規定は商法施行前に發行したる假株券にも亦之を適用す

(註)商法には假株券なるもの無く株金四分一の拂込あれば直に株券を發行し得るに舊商法は四分の一拂込後金額拂込までは假株券を發行し金額拂込後始めて本株券を發行すべきものたり故に舊商法の假株券は尙ほ商法の株券に該當す是れ本條の規定ある所以なり

第五十七條 商法施行前に發行したる株券及び假株券は商法第百四十八條又は第二百十八條の規定に違ふも之を改むることを要せず但商法施行後に株金の拂込を爲したる場合に於ては前に拂込みたる金額及び新に拂込みたる金

額を假株券に記載することを要す

(註)舊商法に於ける株券及び假株券の記載事項其他の方式は商法に於ける株券の記載事項其他の方式と規定を異にするもの少からず然れども既に商法施行前に舊商法に依り適法に發行したるものは其施行後と雖も商法に依り之を改むることを要せず唯だ但書に於ける場合の金額の記載のみを要することとせり

第五十八條 舊商法第二百十二條乃至第二百五十五條の規定は商法施行前に株金拂込の催告ありたる場合に限り之を適用す

(註)本條に掲げし舊商法の規定は株金拂込に關するものにして商法施行前に舊商法に依り拂込の催告を爲しある場合は其施行後と雖も尙ほ此規定を適用して商法の規定を適用せず而して此裏面よりして施行前に拂込の催告を爲さざりしときは其拂込に關し舊商法を適用せずして商法を適用すべきこと知るべきのみ

第五十九條 商法第五百五十三條第二項乃至第四項の規定は

商法施行前に株式を讓渡したる者にして舊商法第百八十二條の規定に依り擔保義務なき者には之を適用せず

(註)本條に掲げし商法の三項は株式讓渡人の責任を規定せる者にして舊商法の規定は株金半額拂込後の讓渡人は擔保義務なきこととせり故に商法施行前に半額拂込前の株式を讓渡せし者には右商法の三項を適用し其責任を盡さしむるも半額拂込の株式を讓渡せし者には之を適用せず即舊商法に依り既に擔保義務なき者なれば商法に依り新に其義務を負はしむべきに非されば也

第六十條 法令の規定に依り日本人のみを以て組織すべき株式會社及び日本人のみを以て組織することを條件として特別の權利を有する株式會社は無記名式の株券を發行することを得ず若し之に違反したるときは其株券は無効とし最後の記名株主を以て株主とす  
取締役か前項の規定に反して無記名式の株券を發行したるとき百圓は以上千圓以下の過料に處せらる



(註)日本人のみを以て組織すべき株式会社及び日本人のみを以て組織することを條件として特別の権利例へは紙幣發行の權利又は國庫の補助を受くる權利等を有する株式会社其株券を無記名式とせしめ株主の日本人なるや否や不明と爲るを以て必ず之を記名式とせしめ商法第五十條の例外と爲す而して若し之に違反せば最後の記名株主を株主とし無記名株券の所有者は之を株主として認めず是れ當然の結果なり

第二項は右の制裁にして亦説明を須めず

第六十一條 舊商法施行前に設立したる株式会社に於ては株主の議決權の制限が商法第六十二條の規定に反するも定款の定むる所に依ることを得但商法施行後に其制限を變更する場合は此限に在らず

(註)商法第六十二條の規定に於ては株主の議決權を一株につき一個として十一株以上の株主のみを制限し得るとし舊商法も亦畧同一なるが舊商法第六十二條 舊商法施行以前に設立したる会社に於ては其議決權を之よりも制限し甚しきは一株に一個を與へず幾株以上に始めて一個を與ふるものあり此等

は右商法に違反するも之を改むるを要せず但た会社が商法施行後に任意に自ら其制限を變更するときのみは商法の規定に従ふべきのみ

第六十二條 商法第六十三條の規定は株主總會が商法施行前に決議を爲したる場合にも亦之を適用す但同條第二項の期間は商法施行の日より之を起算す

(註)本條は前の第四十八條と略同一にして株主總會の商法施行前に於ける決議に付ても商法の規定に依り株主より其決議の無効なる旨の宣告を爲すことを裁判所に請求することを得せしむ而して其請求を爲す期間即ち本條但書の規定は右第四十八條但書の規定と全く同一たりとす

第六十三條 商法第六十七條但書の規定は商法施行前に選任したる取締役及び監査役には之を適用せず

(註)舊商法に於ては取締役及び監査役の解任に付き其取締役監査役より損害賠償を請求するを許さざりしが舊商法第六十七條 商法は場合に依りて之を許したり其第六十七條但書の規定是なり新舊二法の差異ある此の如し故に舊法の下に選任されし取締役監査役には此商法の規定を適用せず依然舊商法

の規定に依り何時解任さるるも賠償請求を許さざるものとす

第六十四條 商法施行前に選任したる取締役又は監査役と雖も其禁治産に因りて退任す

(註)舊商法に依れば取締役監査役は禁治産に因りて退任を爲らざるも商法に於ては民法の適用民、第百一十一條及び商法第百八十八條の規定に依り禁治産に因りて當然退任を爲り理論上實際上亦之を正當とす故に商法施行前に舊商法の下に選任されし者と雖亦此商法の趣旨を應用し同しく其禁治産に因り退任することとせり

第六十五條 商法施行前に選任したる取締役は其施行の後遅滞なく定款に定めたる員數の株券を監査役に供託することを要す

(註)舊商法に於ては取締役の在任中其株券を封印して之を會社に預り置くべきものと爲せるも舊商、第百八十七條商法は之を非として改正し定款に定めたる員數の株券を監査役に供託すべきものと爲せり商、第百六十八條故に本條亦此趣旨に従ひ商法施行前に選任したる取締役と雖も其會社に預けたる株券を更に監

査役に供託すべく其供託は其施行後遅滞なく之を爲すべきものと爲したり

第六十六條 商法施行前に設立したる株式會社に於て其施行後に株金の拂込ありたるときは取締役は其拂込の年月日を株主名簿に記載することを要す

(註)株主名簿に記載すべき事項は新舊二法共に略同一なるも商法は株金拂込の年月日を載すべきこととせしに舊商法には之を缺けり舊商、第百七十二條故に商法施行前設立の會社と雖も其施行後に拂込あるときは亦商、第百七十二條商法の趣旨に従ひ其拂込の年月日も記載せしむることと爲したり

第六十七條 商法施行前に設立したる株式會社の取締役は其施行の後遅滞なく社債の總額及び其償還の方法を社債原簿に記載することを要す

(註)舊商法に於ては社債の規定甚だ不備にして纔に特別法を以て之を補ひ社債原簿の規定をも爲しありと雖も其規定中にも原簿の記載事項に社債の總額及び其償還の方法を缺けるを以て商法施行前に設立したる會社に於て其施行前に作りたる原簿に付ても亦此二事項を記載せしめ以て商法の趣旨に

適せしむるなり商、第百七十三條

六百五十四

第六十八條 株式會社が商法施行前に其資本の半額を失ひたる場合に於ては取締役は商法施行の後遅滞なく株主總會を招集して之を報告することを要す

商法施行前に會社財産を以て會社の債務を完済すること能はざるに至りたる場合に於ては取締役は商法施行の後遅滞なく破産宣告の請求を爲すことを要す

(註)本條は全く商法第七十四條の趣旨を應用せるものにして該條の規定は舊商法には存せざる所なるを以て本條の場合には商法施行後に於ても該條に従ふことを要せざるものなるも其事たる甚だ必要なるを以て尙ほ其趣旨を應用し資本半額の喪失又は會社財産の債務完済に不足なることが施行前に在るも施行後に於ては尙ほ株主總會の招集又は破産宣告の請求を爲すべきことを爲したり

第六十九條 取締役が前三條の規定に違反したるときは五圓以上百圓以下の過料に處せらる

(註)本條も亦別に説明を要せず唯だ前三條の規定は株主の爲め社債権者の爲め會社債権者の爲め等第三者の爲めに必要の規定なるを以て若し之に違反したるときは則ち過料の制裁を興ふるなり

第七十條 商法第七十五條の規定は商法施行前に選任したる取締役には之を適用せず

(註)商法第七十五條の規定は取締役が會社の營業部類に屬する商行爲を爲すこと及び同種の營業を目的とする他の會社の無限責任社員と爲ることを禁制し之に反したる場合の制裁をも設けしものなるが此規定は舊商法には存せざりし所たり故に舊商法の下に此禁制なくして選任したる取締役に爾後商法の施行に因り此禁制を受けしむるは不當なりとて之を適用せざるものと爲したるなり

第七十一條 舊商法第百八十九條の規定は商法施行前に選任したる取締役にのみ之を適用す

(註)舊商法第百八十九條の規定は取締役の在任中に生じたる義務に付き取締役に連帶無限の責任を負はしめ得ることとせしものなるが是れ商法に存せ

六百五十五

ざる所にして隨て其施行前に選任したる取締役にのみ適用し假令施行前に設立したる會社と雖も施行後に選任したる取締役には之を適用せざるものとす蓋し右舊商法の趣旨は商法に於ては別段の組織即ち株式合資會社の組織を以て其實を擧げ得るに因り株式會社に於ては之を許さざるものにして亦本條ある所以なり

第七十二條 商法施行前に舊商法第二百二十八條又は第二百二十九條の規定に依りて提起したる訴には商法の規定を適用せず

(註)本條に掲げし舊商法の規定は會社より取締役又は監査役に對する訴の事を定めしものにして此事は商法にも其第七十八條及び第八十五條乃至第八十七條等に其規定あれども彼此大に差異あるを以て舊商法の規定に依りて提起せし訴に突然半途より商法の規定を適用せば或は其訴が無効と爲り或は其訴の手續を變更すべきに至る等種々不都合を醸すべし是れ之を適用せず依然舊商法に依り續行せしむる所以なり

第七十三條 商法施行前に選任したる監査役は其任期か一

年より長きときと雖も其任期間在任す

(註)商法に於ては監査役の任期は一年に限るも商、第百八十條 舊商法は之を二年以内と爲したり舊商、第百九十一條 故に商法施行前に選任したる監査役の任期は商法に於ける一年の制限を越ゆることあるべし然れども商法に依り急に之を一年に短縮するは不當たるを以て依然其既に定まれる期間在任せしむ

第七十四條 商法第九十條に掲けたる書類は商法施行前に總會招集の通知を發したる場合に限り會日までに之を提出するを以て足る

(註)商法第九十條に掲けたる書類は該條の規定に依り總會の會日より一週間前に監査役に提出すべきものなるか舊商法には別に此の如き期間の定なし舊商、第百九十二條第 故に商法施行前に舊商法に依り總會招集通知を發し二號、第百二十八條 商法施行後に其會日が當りたるときは此期間に付き商法の規定に適せざることあるを免れざるべし然るに之を不合法なりせば甚だ不當然り是を以て此場合に處すべき特例を設け此場合には右一週間前の提出を要せず會日までに提出すれば則ち可なることとしたり蓋し此書類提出の如き非常に

準備を要し到底咄嗟の間に提出し得べきものに非ざればなり  
第七十五條 商法第九十六條の規定は商法施行前に本店の所在地に於て設立の登記を爲したる株式會社か其登記後三年以上開業を爲すこと能はざるものと認むる場合にも亦之を適用す

裁判所か定款の規定を認可したるときは取締役は二週間に本店及び支店の所在地に於て其登記を爲すことを要す

取締役か前項に定めたる登記を爲すことを怠りたるときは五圓以上五十圓以下の過料に處せらる

(註)會社の目的たる事業の性質に依り設立登記の後二年以上開業を爲すこと能はざるものと認むるときは會社は定款を以て開業に至るまで一定の利息を株主に配當すべきことを定むることを得而して其定款の規定は裁判所の認可を得べきことは是れ商法第九十六條の規定せる所にして此規定は舊商

法に存せざるも會社の爲め大に便益且必要のものたるを以て商法施行前に設立登記を爲したる會社にも同一の場合には之を適用し裁判所の認可あれば商法の趣旨に従ひ之を登記せしむ商、第四百四十一條、第一項第六號而して其登記を怠れば過料に處するは第三者の利害を保護するなり

第七十六條 明治二十三年法律第六十號は商法施行の日より之を廢止す

(註)本條に掲げし法律は株式會社の社債に關するものにして舊商法は社債に關しては其第二百六條の一規定あるのみに止まり極めて不備なる爲め此法律を設けしものなるも商法は詳に之を規定して此法律の必要なのみならず相抵觸するもの亦無しとせず故に本條を以て之を廢止す而して此結果として明治二十六年農商務省令第十二號の之に關する細則も亦當然廢止せざるや言を俟たす

第七十七條 株式會社か商法施行前に債券發行の認許を得たる場合に於ては舊法の規定に依りて其募集を完了することを得

(註)本條の所謂「舊法」は舊商法第二百六條及び前條の法律第六十號にして商法施行前に此舊法に依り債券發行の認可を得たるときは半途より其規定の牴觸する商法に依るべきに非ざるを以て其施行後雖も尙ほ右舊法に依りて其債券の募集を完了するを得即ち募集完了までは舊法に依るを得

第七十八條 商法第二百四條第一項の規定は株式會社か商法施行前に債券發行の認許を得たる場合には之を適用せず

(註)本條に掲げし商法の規定は社債の募集完了したるときは各社債に付き其金額を拂込ましむべきものとせり然るに舊法には此事なく一時に金額拂込を要せず幾回に分て拂込ましむるも可なりしものたり 明治二十六年農商務省令第十二號 第一條第一號、故に商法施行前に債券發行の認許を得て前條に従ひ舊法に依りて募集を完了せるときに當り突然右商法の規定を適用せしむれば前回に拂込む趣旨を以て募集し應募者亦其意思を以て應募せしに突然一時金額の拂込を要することゝ爲るの不都合あり是を以て前條に依れば募集完了後は商法の規定を適用すべきものたるに拘はらず此一項のみは尙ほ適用せざるなり

第七十九條 株式會社か商法施行前に債券發行の認許を得たる場合に於て一時に全額の拂込を爲さしめざるときは第一回の拂込ありたる後二週間に本店及び支店の所在地に於て拂込みたる金額及び商法第一百七十三條第三號乃至第六號に掲げたる事項を登記することを要す

(註)本條は前條の規定の結果として商法第二百四條第二項の規定に些の變更を爲せしに過ぎず即ち該項は金額拂込の日より二週間に爲せるも本條は前條に依り金額拂込を爲さざることをあるより其場合には第一回拂込の日より二週間に及ぶ且登記事項に拂込金額を加へしのみにて他は全く該項とは一なり

第八十條 商法施行前に社債の全額又は一部の拂込ありたるときは其施行の日より二週間に本店及び支店の所在地に於て拂込みたる金額及び商法第一百七十三條第三項乃至第六號に掲げたる事項を登記することを要す

(註)本條も亦舊前條と同じく商法第二百四條第二項の規定を少しく改めしものにて社債の金額又は一部の拂込が商法施行前に在りし場合に付ては該項二週間の起算點を更に改めて其施行の日とし又其登記事項中に拂込金額を加へしのみにて他は亦全く該項と同一なり

第八十一條 商法施行前に發行したる債券は商法第二百五條の規定に違ふも之を改むることを要せず  
第五十七條但書の規定は債券に之を準用す

(註)商法施行前に債券を發行するには其債券の方式は明治二十三年法律第六十號第四條の規定に依るものにして該規定は商法第二百五條の規定と差異あり故に其施行前の債券は固より右商法の規定に違ふも爾後施行の商法に依り之を不適法とすべきに非ざるを以て施行後と雖も之を改め作ることを要せずと爲せり  
第二項は商法施行後に社債金額の拂込を爲したる場合に其債券に記載すべき事項を規定せるものにて自ら明なるべし

第八十二條 商法第二百九條第二項の規定は商法施行前に

假決議を爲して未だ其通知を發せざる場合にも亦之を適用す

(註)商法第二百九條第二項の規定は舊商法第二百三條第二項の規定を修正せしものにして舊商法の規定は假決議を爲すの方法、第二回總會招集の期間等を定めず且無記名株券發行の場合に於ける規定を缺くが爲め商法に於て之を修正せしものなれば商法施行前に既に假決議を爲し且其通知を發したる場合は尙ほ舊商法に依りて之を遂行せしむること已むを得ざるも其の假決議を爲せしに止まり未だ通知を發せざる場合は舊商法を棄て、完全なる商法の規定を適用するなり

第八十三條 商法第二百九條第四項の規定は株式會社か商法施行前に定款變更の決議又は假決議を爲したる場合には之を適用せず

(註)商法第二百九條第四項の規定は會社の目的たる事業を變更する場合に假決議等の簡易なる手續に依るを許さざるものにして舊商法に存せざる所なり故に商法施行前に定款變更の決議又は假決議を爲したるときは假令之に

因り目的たる事業を變更するときは雖も舊商法に依るべく即ち假決議を以てする簡易なる手續に依ることを許すものとす

第八十四條 株式會社が商法施行前に資本の増加若しくは減少の決議又は假決議を爲したる場合に於ては舊商法の規定に依りて其増加又は減少を爲すことを得  
商法第二百二十八條乃至第三百三十條の規定は前項の場合に之を準用す

(註)資本の増加若しくは減少に付ての規定は新舊二法大に之を異にするものあり故に商法施行前に其決議又は假決議を爲したる場合には中途より商法の規定に従はしむること困難なるを以て仍ほ舊商法の規定に依ることを得せしめ唯だ資本増加の爲め新株式を發行するときは其發行の價額、第一回拂込の金額及び其拂込の事等に付ては第二項に示せる商法の規定を準用し必ず之に依らしむ

第八十五條 商法施行前に爲したる決議又は假決議に依りて資本を増加したる場合に於て商法施行前に新株に付き

拂込みたる株金額の登記を爲さざりしときは其施行の日より商法施行後に拂込ありたるときは其日より二週間内に本店及び支店の所在地に於て其登記を爲すことを要す  
(註)本條は資本増加に因る新株拂込金額の登記を命せしものにして唯だ其拂込が商法施行前に在りしときは其施行の日より起算し又其拂込が其施行後に在りしときは其拂込の日より起算し孰れも二週間内に其登記を爲さしむ而して若し之を怠れば第八十七條の過料の制裁あるものとす

第八十六條 株式會社が商法施行前に解散したる場合に於て未だ解散の決議を爲さざるときは取締役は商法施行の後遅滞なく株主に對して解散の通知を發することを要す  
(註)舊商法に於ては解散の事由を生ずるも特に解散の決議を爲すに非ざれば解散を爲らざりしが商法は此決議を要せず苟も其事由あれば當然解散を爲ることとせり故に商法施行前に解散の事由を生ぜしも未だ舊商法に従ひて決議を爲さざるに其施行ありしときは更に其決議を爲すを要せず商法の主義に従ひ當然解散せるものとして直ちに其通知を發すべきものとす



此通知も亦之を怠れば次條の制裁あり

第八十七條 取締役か前二條の規定に違反したるときは五圓以上五十圓以下の過料に處せらる

(註)本條は前に屢々見たる規定と同一にして前二條の制裁を設けしものに過きす

第八十八條 株式會社の清算人は株主總會又は裁判所か商法施行前に與へたる訓示を遵守することを要す

(註)舊商法は清算人の職分の踐行に付き株主總會又は裁判所より清算人に訓示を與ふことを許したり舊商、第二百四十一條此規定は商法之を削りたりと雖も商法施行前に清算人が此訓示を受け居るときは其施行後に至りても商法に此規定なきが爲め訓示が無効に歸し消滅するものに非ず清算人は依然之を遵守せざる可からざるや當然なりとす

第八十九條 商法施行前に舊商法第二百四十二條の規定に依りて選任したる代人は商法施行の後と雖も其權限を保有す

(註)舊商法第二百四十二條は總會又は裁判所は會社債權者の利益護視の爲め一人又は數人の代人をして清算を監査し又は清算人に参加せしむることを許せり此規定も亦商法の削る所と爲りしを以て商法施行後は其代人は當然其權限を失ふべきに似たりと雖も本條特に之を定めて其施行前に選任されし代人は既に適法に其權限を得しものなれば其施行に因り之を失ふこと無く依然として尙ほ其權限を保有することとせり

第九十條 第三十三條の規定は商法施行前に解散したる株式會社の清算人が爲すべき公告に之を準用す

(註)商法施行前に解散したる會社の清算人が其清算に付て爲すべき公告は如何なる方法を以てすべきや本條は之に第三十三條の規定を準用し裁判所が爲すべき登記事項の公告と同一の方法を以てすべきものとせり故に是れ亦非訟事件手續の規定せる所の方法を以て其公告を爲すべきものとす

第九十一條 第二十六條、第三十條乃至第三十二條、第三十五條及び第三十六條の規定は株式會社に之を準用す

(註)本條は株式會社の支店新設、本店支店の移轉、其解散又は清算に付て本

法の合名會社に關する同種事項の規定を準用するものにして前諸條の説明に因り明なるべきを以て茲に贅述せず

第九十二條 商法施行前に日本に支店を設けたる外國會社に付ては勅令を以て特別の規程を設くることを得商法施行前に外國人か日本に於て設立したる會社及び組合に付き亦同し

(註)日本に支店を設けたる外國會社又は外國人か日本に於て設立したる會社及び組合に付ては舊商法及び其他の舊法に一も其規定なく商法には其規定を設けしも商法施行前の者には必ずしも急に之を適用すべきに非ざるを以て之に處するの方法としては更に特別の規程を設くるの外なく而して此の如く外國人に關するものは其關係複雑にして普通の立法を以てするの不便なるより之を行政權に委し勅令を以て其規程を設くることを許せり故に不日應さに其勅令の制定公布を見るべきなり

第九十三條 商法施行前に舊法中會社に關する罰則を適用すべき行為ありたるときは商法施行の後と雖も其罰則を

適用す

(註)會社に關する行為に付ては新舊二法共に罰則の設ありて之を制裁せるも行為の種類に制裁の輕重及び種類とは二法の間頗る差異ありて存す故に商法施行前に於ける行為に付ては舊法を適用すべき歟將た商法を適用すべき歟本條は之を定めて舊法の下に於ける行為には商法施行後と雖も尙ほ舊法の罰則を適用することとせり是を以て商法に於ては制裁なき行為又は制裁の輕き行為と雖も其の施行前の行為たるよりして制裁を受け又は重き制裁を受くる等の事あるを免れざるべきなり

第九十四條 私設鐵道株式會社には明治二十年勅令第十二號私設鐵道條例の改正に至るまで舊商法及び其附屬法令中株式會社に關する規定を適用す

(註)私設鐵道株式會社即ち株式會社にして其目的が鐵道事業に在るものは普通法たる商法の株式會社に係る一般の規定を以て律し難きものありて必ず其特別法を要す而して本條に掲げし私設鐵道條例は即ち其特別法たるものなるが該條例は久しき以前の制定に依り既に今日の時勢に適せずして早晚

改正すべきものなり故に其改正の成りしときは其改正法のみを適用すべく  
舊商法及び其附屬法令等は適用せざることをすべきも目下改正の未だ成ら  
ざる間は該條例は勿論舊商法及び其附屬法令を適用するものとすし商法の規  
定は之を適用せず

第九十五條 保險事業は政府の免許を得るに非されは之を  
營むとを得ず

政府の免許を得ずして保險事業を營む者あるときは裁判  
所は檢事の請求に因り又は職權を以て其營業を禁止する  
ことを得

前項の禁止に拘はらず保險事業を營む者又は之を營む會  
社の業務を執行する社員若くは取締役は十圓以上千圓以  
下の過料に處せらる

(註)本條以下數條は總て保險事業に關する取締法にして私設法たる商法に屬  
するも其實全く公法の性質を有し他日全く特別の一法律を成すべきものに

係り目下便宜上之を本法中に挿入せしものなり

本條は保險事業を營むに政府の免許を要することとし其の生命保險たるは  
損害保險たるに論なく往々種々の保險又は弊害あるものなるを以て一々  
政府より之を許否することとして以て之を監督す故に若し其免許を得ずし  
て之を營めは之を禁止し又其禁止に拘はらず尙ほ之を營めは巨額の過料に  
處すること亦當然の結果たるなり

第九十六條 保險事業は株式會社に非されは之を營むこと  
を得ず

(註)保險事業は前述の如く危險弊害多きものなれば妄りに之を許さず唯だ株  
式會社は組織の性質上より其の事を行ふに陰私最も少く總て公開的たるを  
以て最も公明正大を得るの望あり故に株式會社のみに限りにて之を營むこと  
を許せり

第九十七條 保險會社は他の營業を兼ねることを得ず  
同一の會社にして生命保險と損害保險とを併せて營業と  
することを得ず

(註) 保險會社即ち保險事業を営む株式會社は其事業のみに專一なる保險以外の他業を兼ねることか許さざるのみならず生命保險と損害保險とを併せ營むことをも許さず即ち生命保險の會社は其生命保險のみ損害保險の會社は其損害保險のみの一方に限り之を營むべし是れ若し他業を兼て又は二種の保險を併せて營めば資本の流用其他業務の複雑より來る陰私不統一不規律不正不當の手段を爲し易きの弊あるに因る

第九十八條 保險會社の發起人が營業の免許を請ふには定款及ひ左に掲げたる事項を記載したる書面を差出たすことを要す

- 一 保險の種類及び營業の範圍
- 二 普通保險約款
- 三 保險料及び責任準備金算出の基礎及び方法
- 四 責任準備金利用の方法

(註) 以上の規定に依り保險事業を營むには先づ株式會社を發起し其發起の際に發起人より其營業の免許を政府に請ふべく而して之を請ふには其申請書

の外に會社の定款及び本條列記の四事項を記載せる書面を併せて差出たすべし是れ政府が許否を爲すに付ての參考に供するものにして此等の事項が記載するに非ざれば其營業の確實なるを否とを知るに由なきなり

「保險の種類」とは生命保險と損害保險とかなること云ひ「營業の範圍」とは同く損害保險にても火災に限ること地震に及ぶこと又は家屋のみとか動産に及ぶことの種類を云ふ「責任準備金」とは法定の責任として積立つべき準備金を云ひ「算出の基礎及び方法」とは幾年間某々地方の火災統計及び其損害額の統計に依り會社の支拂ふべき保險金額を算出する等を云ふ

第九十九條 保險會社か前條に掲げたる書類を變更するには政府の認可を得ることを要す

(註) 前條の書類は保險會社か政府の免許を得たる所以のものなれば一旦之によりて免許を得たる後私に之を變更して不正の行爲を爲すか如きは固より許すべからず故に之を變更するには必ず一々政府の認可を得べきことを爲せり隨て其認可を得ざる變更の効力なきや論を俟たず

第一百條 政府か第九十八條に掲げたる書類の變更を必要と

認むるときは其變更を命ずることを得

(註)前條は會社より自ら書類を變更する場合に尙ほ政府の認了を要せしものなるが本條は更に一步を進め會社に於て變更の意思あると否きに拘はらず政府が其變更を必要と認むるときは政府より之を會社に命令して變更を加へしめ得ることとせり是れ固より大なる干渉主義の規定なりと雖も保險の性質として政府は此の如き權力を有し以て之を監督するの甚だ必要なるに因るなり

第一百條 政府は何時にても保險會社をして其營業の報告を爲さしめ又は會社の業務及び會社財産の狀況を検査することを得

(註)本條も亦政府が監督を爲す一方法にして假令前三條の規定に依り會社の書類は正當なりとするも營業の實際にして不正不當あらんには其効なきを以て政府は其實際を知るに必要な手段を執ることを得べく乃ち會社をして其營業の實況を報告せしめ得るのみならず政府自ら官吏を派して會社に就き其業務及び財産の狀況を検査するを得此検査を爲すに付ては會社の

金庫帳簿其他の書類及び器物等總ての財産を調査し閲覧し又は會社の役員の陳述を聽く等の事を爲し得るや勿論なりとす

第二百條 政府が保險會社の業務又は會社財産の狀況に依り其營業の繼續を困難なりと認むるとき又は保險會社が政府の命令に違反したるときは政府は其營業の停止又は取締役の改選を命ずることを得

前項に掲げたる事由ありと認むるときは裁判所は檢事の請求に因り又は職權を以て會社の解散を命ずることを得  
(註)政府が前條の報告若しくは検査の結果として又は其他の事情よりして會社の業務又は財産の狀況を知り其狀況に依りて其會社の營業の繼續を困難なりと認むるときは速に其營業を停止し又は取締役を改選せしめ以て其善後策を盡くさしむるに非ざれば許多の被保險人其他の利害關係人に損害を與ふるに至るべし會社が政府の命令に違反するるとき亦同し故に此等の場合に於ては政府は其停止又は改選を命ずることを得是れ亦監督の實行の最も大なるものなり

政府は此の如く停止又は改選を命ず得るに止まるも裁判所は私法上より第三者及び公益の保護の爲め同一の場合に於て會社の解散を命ずることを得べし是れ商法第四十八條の應用に外ならず

**第三百三條** 保險會社は總會終結の後遅滞なく商法第九十條に掲げたる書類及び總會の決議録を政府に差出たすことを要す

(註)商法第九十條の書類は保險會社も亦他の會社と同じく之を監督役に提出し總會に提出し本店に備ふる等を要するは勿論なるも保險會社は其他更に之に總會の決議案を添へて總會終結後遅滞なく政府に差出たすの義務あり是れ亦政府の監督に供する所以とす

**第三百四條** 保險契約者、被保險者及び保險金額を受取るべき者は保險會社の定時總會終結の後營業報告書、財産目錄若くは貸借對照表の閲覽を求め又は其謄本若くは抄本の交付を請求することを得但保險會社は定款又は保險契

約の定むる所に依り其謄本又は抄本の交付に付き手数料を拂はしむることを妨げず

(註)凡そ株式會社に在りては其株主及び會社の債權者は會社の諸種の書類を閲覽し得ることは商法第九十一條第二項の規定せる所にして保險會社に在りても亦同一なるが保險會社は其他更に保險契約者以下の三者にも營業報告書以下三書類の閲覽を求むることを許し且其謄本抄本の交付を請求することを許せり是れ此等の者の利益保護の爲めにして其の手数料を取ることなすは同時に會社を保護するなり

保險契約者以下の三者を例解すれば甲が其友人乙の爲めに其保險會社と保險契約を結び乙死亡せば乙の子丙をして其保險金額を受取らしむることとせば甲は「保險契約者」にして乙は「被保險者」たり丙は「保險金額を受取るべき者」たりとす

「謄本」とは全部謄寫せるものにして「抄本」とは要旨のみ摘抄せるものなり

**第三百五條** 保險會社は他の事業を目的とする會社と合併を

爲すことを得ず  
生命保険を營業とする會社と損害保険を營業とする會社  
とは合併を爲すことを得ず

(註)本條は第九十七條の結果にして若し此合併を許せば自ら該條に違反するに至るを以て該條の禁制を完ふするには自ら此合併をも禁制せざる可からず故に假令此合併を爲すも無効たるに歸す

第百六條 保險會社が合併を爲すには特に財産目錄及ひ貸借對照表を作り合併契約書と共に之を政府に差出たし其認可を得ることを要す

(註)保險會社が互に合併を爲すには商法に於ける普通合併の要件を踐行すべき外更に本條の書類を政府に差出たし其合併に付て政府の認可を得ざる可からず是れ保險會社の合併に付ては前條の禁制あるのみならず合併は解散と設立と二段の手續を省略せるものなれば第九十八條第九十九條等の趣旨よりするも合併に付ては特別の監督を要すればなり

第百七條 保險會社が任意の解散を爲すには政府の認可を

得ることを要す

(註)保險會社の解散に付ても法律上當然解散すべき事由ありて解散する場合は固より政府の容喙すべき限に在らざるも之に反して會社の任意に解散するるとき即ち別段の事由なく單に總會の決議を以て解散するときは或は不時の解散を爲して被保險者等を害すること無しとせず故に是れ亦政府の認可を要することとし假令總會の決議を以てするも此認可を得たるに非ざれば解散の効なきものとす

第百八條 生命保険を營業とする會社に在りては保險金額を受取るべき者は會社財産に對し他の債權者に先ちて其權利を行ふことを得

(註)生命保険に依りて保險金額を受取るべき者は殆んど儲蓄金を受取ると同一の性質あるものにして之を會社の債權者に比すれば其の會社に對する地位全く異なり彼よりも此を保護すべきは當然の事理に屬す故に此保險金額を受取るべき者が其金額受取の權利を行ふには會社の債權者に優先すべき權利を與へたり即ち此者が先づ其權利を行ひ然る後尙ほ剩餘せる財産に對

するに非ずんば會社債権者は其権利を行ふことを得ず

第九條 生命保險を營業とする會社が解散したる場合に於ては保險金額を受取へき者は被保險者の爲めに積立てたる金額の割合に應じて其権利を行ふとを得但會社の解散前に保險金額を受取るへかりし場合は此限に在らず前項の規定は損害保險を營業とする會社に之を準用す

(註) 本條は生命保險會社解散の場合に於ける保險金額を受取るべき者の権利を定めしものにして此者は前條に依り會社の債権者に對しては優先の権利あるも此者相互間に在りては被保險者の爲めに積立てたる金額の割合に應じて其権利を行ふべく相互間に在りて優先なきは勿論なり

然れども會社の解散前に保險金額を受取るへかりし場合即ち解散前に被保險者が死亡して保險金額を受取るべき者が現に之を受取るの権利を生ず未だ之を受取るに遠あらずして解散を爲りし場合は格別にして此場合は其受取るへかりし者が他の受取るべき者に對して優先の権利あり積立金額の割合に應じて平等に分割するを要せず獨り専ら其金額に付き権利を行ふことを得るものとす

以上は主として生命保險の場合に付ての規定なるも損害保險の場合亦之に準し同一の規定に従ふべし

第一百條 第九十七條及び前十一條の規定は商法施行前に設立したる合資會社又は株式會社にして保險を營業とするものに之を準用す  
商法施行前に設立したる會社にして第九十七條に禁止したる兼業を爲すものは商法施行の日より六個月内に其兼業を廢止することを要す若し之に違反したるときは裁判所は檢事の請求に因り又は職權を以て其保險營業を禁止することを得

(註) 本條に掲げし保險に關する前の各規定は主として商法施行後に設立する保險會社に適用すべきものなるも其施行前に設立したるものにも亦其適用し得べきものに限之を適用するものとす而して本法は保險營業を株式會社に限りしも既設の會社にして株式會社に非ざるものは急に之を禁止する



能はざるに因り合資會社の如きも尙ほ之を許して之を適用するなり  
第三項は猶豫期間を設けて第九十七條の禁制を適用するものに過ぎず

第百一十一條 第百九十七條、第九十九條乃至第百二條、第  
百五條乃至第百九條及び前條第二項の規定は商法施行前  
に設立したる合名會社にして保險を營業とするものに之  
を準用す

(註)本條は既設の保險會社にして合名會社たるものに關し而して之に適用す  
る法條の稍々前條と異なるに止まり大要前條と同一たり而して其適用法條  
の異なるは合名會社に總會なき等組織の異なる結果に過ぎず

第百十二條 商法施行前に設立したる合名會社にして保險  
を營業とするものは財産目録及び貸借對照表を作る毎に  
遲滞なく營業報告書、損益計算書及び利益の配當に關す  
る案と共に之を政府に差出たすことを要す

(註)既設の合名會社には前條に於て第百三條を準用せざる結果として本條を  
設けしものにして第百三條には「總會終結の後」とあるも合名會社に總會は

なきを以て之を「財産目録を作る毎に」と換へ且其書類も亦株式會社と合名  
會社と異同あるを以て之を換へ記せるに止まり該條と其趣旨を同ふす

第百十三條 商法施行前に設立したる合名會社にして保險  
を營業とするものか財産目録及び貸借對照表を作る毎に  
保險契約者、被保險者及び保險金額を受取るべき者は第  
百四條に定めたる権利を行ふことを得

(註)本條も亦第百十一條に於て第百四條を既設の合名會社に準用せざる結果  
として少しく該條の規定を換へ以て合名會社に適用し得せしめたるもの  
にして其の第百四條を換へて本條の如くせし所以は第百三條を換へて前條の  
如くせし所以と同一なり

第百十四條 第九十七條、第九十九條乃至第百二條及び第  
百十條第二項の規定は商法施行前より保險事業を營む者  
に之を準用す

(註)本條は第百十條及び第百十一條と略同一にして彼は商法施行前より保險

を營業とする会社に係り此は個人に係るのみ而して其の準用すべき法條の異同あるも亦此が爲めのみ

第百十五條 外國會社か日本に支店又は代理店を設けて保險事業を營む場合に付ては勅令を以て特別の規程を設くることを得

(註)本條は亦前條及び第百十條第百十一條等と同一にして唯だ其營業者が外國會社たる點を異にし隨て略々第九十二條の趣旨に従ひ之を勅令に委して特別の規程を設けしむることと爲せり故に是れ亦不日其勅令の公布を見るべきなり

第百十六條 保險會社に關する細則は農商務大臣之を定む  
(註)保險會社に關する規定は以上十數條に於て之を設けしも是れ唯だ前述の如く其の最も重要にして急務に屬する大綱を定めしに過ぎず故に其細目は別に此が細則として制定せざる可からず本條乃ち之を行政權に委し農商務大臣をして之を定めしむることと爲したり亦早晚其公布あるべきなり

第百十七條 明治十年第六十六號布告利息制限法第五條の

規定は商事には之を適用せず

(註)本條に掲げし利息制限法第五條は償金違約金等契約の不履行に關する損害賠償の豫定額に付き裁判所が之を減少し得ることを規定せるものにして民法は既に之に反對して其増減を許さざるの規定(民、第四、百二十條)を爲しあり故に本條亦之を商事に適用せざることとし商事上に於ける大賠償額の豫定は増減を得ざることと爲れり而して該法第五條は是に於て乎全く消滅に歸したるものと云ふべし

第百十八條 商法施行前に設定したる質權の實行に付ては別段の意思表示ありたる場合を除く外競賣法の規定を適用す但取引所の相場ある有價證券其他の商品に在りては執達吏は取引所に於て之を賣却することを得前項の規定は留置權者か其留置物を賣却する場合に之を準用す

(註)商法施行前には質權の實行即ち質物の賣却に付て別段なる賣却方法の規定なかりしも既に商法及び競賣法等の施行あるに於ては假令其施行前に設定したる質權に付ても其實行たる質物の賣却は當事者間に別段の意思表示

なき以上は競賣法の規定に依りて之を競賣すべきものとす然れども株券公債證券等の有價證券其他米穀生糸等其地に取引所ありて取引所相場の存するものが實物なるときは右の競賣を要せず執達吏は取引所に於て之を賣却するも亦可なり是れ競賣は賣却の公平を保つ所以にして取引所の賣買は亦公平を保ち得るものなればなり

第二項は別に説明を要せず

第百十九條 商法施行前に發行したる指圖證券及び無記名證券には本法に別段の定ある場合を除く外舊商法の規定を適用す但民法施行法第三十條、第三十一條及び第三十三條の準用を妨げず

(註)指圖證券及無記名證券に付ては舊商法と商法との間に其要件及び方式等に付き頗る規定を異にするものありて舊商法の下に發行したる證券に商法の規定を適用せんとせば殆ど扞鑿相容れざるもの多かるべし故に之に付ては商法施行後と雖も尙ほ舊商法の規定を適用し但民法施行に於ける諸規定即ち出訴期限と民法時効との關係に依る規定を適用し隨て民法時効の規

定を或場合に適用するに至るものとす其の詳細は該法に就て之を看るべし

第百二十條 商法第二百八十一條の規定は商法施行前に發行したる指圖證券及び無記名證券にも亦之を適用す

(註)本條は前條の例外にして商法施行前に發行したる指圖證券又は無記名證券は前條之に舊商法を適用するを原則と爲すも本條は其證券に付き商法中第二百八十一條の一規定のみ特に例外として之に適用することとせり蓋し此規定は舊商法第四百三條、第七百十一條、第七百六十二條第二項及び第七百六十六條等に該當するものなるも彼は其規定却て不備の點あり且無用の手續及び裁判所の干渉を要し此れの簡易にして詳明なるに若かざるを以て乃ち特に之を適用するなり

第百二十一條 商法第二百九十九條の規定は商法施行前に約したる匿名組合にも亦之を適用す

(註)舊商法は匿名組合員が其氏若くは氏名を營業者の商號中に用ゐ又は其商號を營業者の商號として用ゆることを禁したるも商法第二百九十九條は之を許し唯だ其場合には匿名組合員が其使用の債務に付き營業者と連帯して

其責に任することゝ爲し此は彼より優るのみならず商法施行前の匿名組合に適用するも利ありて害なきを以て特に之を適用せしむ

第二百二十二條 湖川、港灣及び沿岸小航海の範圍は遞信大臣之を定む

(註)同しく水上に於ける運送なるも其水上が湖川、港灣なるときは陸上運送として商法第三編、第八章の規定を適用すべく又其水上が海上なるときは海商として商法第五編の規定を適用すべきものたり而して湖川、港灣と海上とは文字上周より明に區別あるも實際上往々識別し難きものあり沿岸航海と海商とも亦商法上大に差異あるも一層識別し難きを當さず故に其相互の範圍如何は之を各人任意の認定に一任し難く乃ち遞信大臣をして之を定めしめ大臣は遞信省令を以て之を定むべきなり商、第三百三十一條、第五百三十八條

第二百二十三條 手形の所持人の其前者に對する償還請求權は支拂拒絶證書の作成か商法施行前に在りたる場合に於ては其施行の日より支拂拒絶證書の作成か商法施行後に在りたる場合に於ては其作成の日より六個月を経過したるときは時効に因りて消滅す

裏書人の其前者に對する償還請求權は商法施行前に償還を爲したる場合に於ては其施行の日より商法施行後に償還を爲したる場合に於ては其施行の日より商法施行後に償還を爲したる場合に於ては其日より六個月を経過したるときは時効に因りて消滅す

商法施行前に進行を始めたる時効の殘期か商法施行の日より起算して六個月より短きときは時効は其殘期を経過するに因りて完成す

(註)手形の所持人又は裏書人の其前者に對する償還請求權は舊商法に於ては拒絶證書作成の日又は請求の通知を爲したる日より三年を以て時効に罹ることとせしが舊商、第七百十二條 商法は之を改めて其期間を六ヶ月とし且其起算點は所持人に付ては同しく拒絶證書作成の日なるも裏書人に付ては償還を爲したる日を爲せり商、第四百四十三條 故に本條は商法施行前に發行したる手形にし

て且其施行前に生ずたる償還請求權に付ても此商法の趣旨を應用して六月とし唯だ其起算點を或場合には施行の日を爲し以て實際に適應せしめ且第三項を設けて之を六ヶ月とせし爲め却て時効を延長するの弊を避けたり

第二百二十四條

明治十九年法律第三號公證人規則第三十八

條の規定は公證人が拒絶證書を作る場合には之を適用せず

(註)本條に掲げし公證人規則第二十八條の規定は公證人が公正證書を作るに付き市町村長の證明書、立會人又は證人等非常に面倒なる手續を要するに爲せしものにして手形に關する取引の如き簡易敏速を貴ぶ場合には到底適合せざるのみならず強めて之を爲さしむる必要なきを以て拒絶證書の作成のみには特に例外として之を適用せざるものと爲したるなり

第二百五條

外國に於て爲したる手形行爲の要件は行爲

地の法律に依る

前項の規定に拘はらず外國に於て爲したる手形行爲が日本の法律に定めたる要件を具備するときは外國の法律に

依れば要件を具備せざるるときと雖も爾後日本に於て爲したる手形行爲は有効とす日本人か外國に於て日本人に對して爲したる手形行爲が日本の法律に定めたる要件を具備するるとき亦同し

(註)「手形行爲」とは手形の振出、引受、裏書、支拂等の行爲にして此等の行爲の要件は各國法律上種々之を異にするに手形は廣く各國の間に流通するものなれば外國に於て手形行爲を爲したる手形が日本に流通するときは其行爲が法定要件を備ふるや否やは日本の法律に依るべきや將た外國の法律に依るべきやの問題あり本條は之を定めしものにして此事たる國際私法の性質に屬するものたり茲に詳論するに暇あらず

第二百二十六條

外國に於て手形上の權利を行使又は保全する爲めに爲す行爲の方式は行爲地の法律に依る

(註)本條も亦前條と同く國際私法に屬すべき規定にして「手形上の權利を行使又は保全する爲めに爲す行爲」とは手形の呈示、拒絶證書の作成等の行爲を云ひ此の行爲は各其方式あるものなるが米國に於て之を爲せば米國

の法律に依り佛國に於て之を爲せば佛國の法律に依り其方式を踐行するときは其方式が日本の法律に適せざるも亦有効なるものとす

第二百二十七條 商法第五百五十二條第三項の規定は商法施行前に選任したる船舶管理人にも亦之を適用す

商法第五百五十三條の規定は商法施行の日より其施行前に選任したる船舶管理人にも亦之を適用す

(註)本條第一項は船舶管理人の選任及び其代理權の消滅に付き之を登記せしむるものにして此事は舊商法に存せざりしも甚だ必要なるを以て商法の規定を適用す

第二項は船舶管理人の法定權限を定めしものにして是れ亦舊商法には存せざるも必要なるを以て商法の規定を適用し其施行の日より此權限を有せしむるなり

第二百二十八條 商法第五百五十六條の規定は商法施行前に爲したる船舶の貸借にも又之を適用す

(註)船舶の貸借を登記したるときは爾後其船舶に付き物權を所得したる者

に對しても其効力を生ず是れ商法第五百五十六條の規定せる所にして商法施行前の貸借にも之を適用す故に施行前の貸借人が施行後に其登記を爲せば其貸借權は爾後其船舶に付て物權を取得したる者に對しても亦其効力あり即ち一の債權たる貸借權が物權と同一の効力を得るなり

第二百二十九條 商法第五百五十八條乃至第五百六十八條及び第五百七十條乃至第五百七十四條の規定は商法施行の日より其施行前に選任したる船長にも亦之を適用す

(註)本條に掲げし商法の諸條は船長の職務及び權限に關する規定にして舊商法に於ては其規定甚だ不備又は不明にして船長の職務權限共に明確ならざりしを以て商法施行前に選任したる船長にも之を適用し其施行の日より此職務を負ひ此權限を有せしむるなり

第三百三十條 商法第五百六十二條第一項第二號乃至第五號に掲けたる書類の書式は遞信大臣之を定む

(註)本條の書類とは海員名簿、屬具目錄、航海日誌及び旅客名簿にして此等は船長の常に船中に備へ置くべきものなるが其書式は如何にすべきを要す

るに齊整明瞭なる一定の書式なかる可からざるを以て之を其當局者たる逓信大臣に一任し逓信省令を以て之を定めしむるものとせり

第三百三十一條 委付の原因が商法施行後に生したるときは其施行前に爲したる保険契約に付ても被保険者は商法の規定に従ひて委付を爲すことを得

(註)委付とは海上保険に於て被保険者が保険金額の全部を請求する爲め保険の目的を保險者に付與するものにして此委付を爲し得る原因は商法第六百七十一條に規定しあり舊商法に於ける原因と頗る異同あり(舊商法は之を委棄と云ふ)而して商法施行後は此商法に定めたる原因あれば其保険契約は施行前に爲したるものなりと雖も尙ほ委付を爲すことを得せしむ即ち委付に付ては施行前の契約にも亦商法の規定を適用するなり

第三百三十二條 船舶の存否が商法施行の日より六個月間分明ならざるときは未だ舊商法第九百六十六條第一項の期間を経過せざるときと雖も其船舶は行方の知れざるものと看做す

(註)船舶の行方の知れざるときは委付の原因の一たるは新舊二法の共に一致する所なるが其の如何なる場合に行方の知れざるものと爲すやは二法之を異にし舊商法は船舶の存否分明ならざること一年間なるとき(沿岸航海に在ては六ヶ月間)とせざるも商法は總て之を六ヶ月とせり故に本條之を折衷し商法施行の日より六ヶ月間分明ならざるときは行方の知れざるものとして委付を爲すことを得せしむ尤も舊商法の一年の期間が施行の日より六ヶ月以内に満了せるときは其時を以て行方の知れざるものと爲すや論なし

第三百三十三條 商法施行の際舊商法第九百六十九條第一項に定めたる三日の期間が未だ満了に至らざるときは商法施行の日より三ヶ月内に商法第六百七十四條に定めたる通知を發して委付を爲すことを得

(註)委付を爲すの通知は商法に於ては三ヶ月内に之を爲さしめ舊商法に於ては之を分て三日内に事實を通知し六ヶ月内に委付の申込を爲すべしとせり故に商法施行の際に其三日の期間が未だ満了せざるときは其施行の日より三ヶ月内に通知を發すべきこととして商法の趣旨を應用せり

第三百三十四條 船舶の先取特權に關する商法の規定は其施行前に發生したる債權に付ても亦之を適用す

(註)商法は船舶の債權に付き先取特權を與へしものあり是れ固より舊商法にも存すも雖も其債權の種類同一ならず且舊商法は先取特權なるや抵當權なるや不明なる等の缺點あり故に商法施行前に發生したる債權に付ても商法の規定を適用し其先取特權を與ふ蓋し商法の之を與ふるは其債權を保護すべきものと爲すが爲めなるを以て其債權の發生が施行前なるも之を保護すべき所以は則ち一なればなり

第三百三十五條 第三十三條の規定は商法第六百八十四條第一項の規定に依り爲すべき公告に之を準用す

(註)本條に謂ふ所の公告は船舶の讓受人が先取特權者に對し一定の期間内に其債權の中出を爲さしむる公告にして此公告も亦第三十三條の規定に依り裁判所の爲すべき登記事項の公告と同一の方法を以てすることを要するものとす

第三百三十六條 船舶の抵當權に關する商法の規定は商法施

行前に設定したる抵當權にも亦之を適用す

(註)商法に於ける船舶抵當權の規定は其第六百八十六條、第六百八十七條及び第六百八十九條等にして此規定を商法施行前に設定したる抵當權にも適用す故に此抵當權は船舶の屬具に及ぶべく又之には不動産の抵當權に關する民法の規定を準用すべく而して此抵當權は船舶の先取特權の爲めに優先さるるものとす

第三百三十七條 民法施行法第二條、第三條、第三十條、第三十一條、第三十三條、第三十四條、第五十三條及び第五十六條の規定は商事に之を準用す

(註)本條は民法施行法に於ける各種の規定を其の民事に於けると同しく商事にも準用するものにして本法に更に之を規定するの煩を避け之を準用すべき爲せしものたり、事は該法に詳なるを以て就て見るべく茲に一々之れを枚舉せず

第三百三十八條 明治二十三年法律第三十二號商法第九百七十八條を左の如く改む



商人が支拂を停止したるときは裁判所は本人又は債権者の申立に因り決定を以て破産を宣告す  
裁判所は口頭辯論を経ずして裁判を爲すことを得此裁判に對しては即時抗告を爲すことを得

(註)本條は破産法中の一條を改正せるものにして法文特に「明治...商法」と云へるは前の諸條に於ける「舊商法」と云へるは同一法典なるも其の第一編、第二編は新商法の公布に因りて廢止に歸するを以て之を「舊商法」と云ひ其の第三編の破産の規定のみ尙ほ存せるを以て乃ち特に之を「明治...商法」と云へるなり

本條改正せる法文の趣旨は破産法の説明に於て既に之を述へしに因り茲に贅せず

第三百三十九條 破産宣告の申立を爲す債権者は裁判所の定むる所に從ひ破産手續に必要な費用を豫納することを得  
要す

債権者が前項の費用を豫納せざるときは裁判所は破産宣告の申立を棄却することを得

(註)破産宣告の申立を爲して其宣告あれば茲に忽ち破産手續を開始さるへく而して手續開始さるれば直ちに此が費用を要す此費用は他日破産財團申立り支拂ふべきものなるも當初は假りに他より支出するを要す故に其手續開始を促したる者即ち申立を爲したる債権者が之を豫納すべきものとす  
右規定の結果として債権者が若し其豫納を爲さざれば其申立を棄却し得ること亦當然たり

第四百十條 本人が破産宣告の申立を爲したるときは破産手續に必要な費用は假に國庫より之を支辨することを得  
要す債権者が破産宣告の申立を爲したる場合に於て裁判所が前條第二項の規定に依りて其申立を棄却せざるとき亦同し

(註)破産宣告の申立は本人自ら之を爲すことあり此場合には本人をして之を

豫納せしむべきに非ざるを以て假りに國庫より支辨す而して前條第三項の  
場合に債權者の申立を棄却せざりし場合にも亦國庫より支辨するの外なし  
但孰れも他日破産財團より國庫に償還するは論なきのみ

第四百十一條 裁判所は破産事件に付き地方裁判所又は區  
裁判所に法律上の補助を求むることを得

(註)裁判所は破産事件に付て破産者の財産に對し保全處分を爲し又其破産主  
任者の破産者、其商業使用人若くは雇人を訊問する等の事あり然るに其財  
産又は其使用人たりし者が遠隔なる他の裁判所の管轄區域内に散在せるこ  
きの如き破産裁判所が一々自ら其保全處分又は訊問等を爲すは不便、煩勞  
且多費なるを以て此等の場合は他の地方裁判所又は區裁判所に法律上の補  
助を求め其處分又は訊問等を囑托することを得るものとす

第四百十二條 明治二十三年法律第二十二號商法第千五十  
一條第五號を左の如く改む

第五 財産目録、貸借對照表の作成若くは支拂停止届  
出の義務を怠りたるるとき又は裁判所の許可を得ずし

て其住地を離れたるとき

(註)本條も亦舊商法の一部たる破産法中に於て一の改正を加ふるものにして  
其改正法文は破産法中に之を説明せしむに因り茲に復述せず

第四百十三條 明治二十三年法律第三十二號商法第千五十  
四條を左の如く改む

破産宣告を受けたる債務者は復權を得るに非されは會  
社の無限責任社員、舊商法の規定に従ひて設立したる  
合資會社の業務擔當社員、株式會社の取締役若くは監  
査役、清算人、破産管財人又は商業會議所の會員と爲  
ることを得ず

(註)本條も亦前條と同く破産法中の改正にして例に依り其説明を省く唯た  
此改正は商法の改正に伴ふ已むを得ざる結果たる改正たり且傍ら破産が破  
産者の身上に及ぼす効果を限定して稍之を輕減せしものたることを注意す  
べきのみ

第四百四十四條 明治二十三年法律第三十二號商法第千五百五條第三項は之を削除す

(註)是れ破産法に對する一改正なるか此削除は前條に於ける改正の結果として當然此一項を存せしむ可からざるに因る

第四百四十五條 明治二十三年法律第三十二號商法第千五百九條を左の如く改む

商人が商行為に因りて生じたる債務に付き自己の過失なくして支拂を中止せざることを得ざるに至りたる場合に於て其債權者の過半数以上の承諾を得たるときは營業所の所在地又は住所地を管轄する裁判所は一年を超えざる範圍内に於て支拂猶豫を與ふることを得

(註)本條は支拂猶豫に關する破産法中一規定の改正にして是れ亦前の第百三十八條に於ける改正の結果なり即ち該改正は破産法の商行為破産主義として商人に非ざる者も亦破産處分を受けしを改めて商人破産主義を爲し破産

處分を受くるは商人に限ることせらるものなるを以て本條亦此主義に依り初め商人と非商人とを問はざる注文なりしを改めて此くの如く「商人か」と明記したるなり

附 則

第四百四十六條 本法は商法施行の日より之を施行す

(註)本條は本法施行の期日を定めしものにして之を商法施行の日と爲せり蓋し本法は其名の如く商法を施行するに必要の法律なれば其施行は商法の施行と同日よりすへきは當然のみ故に勅令を以て商法施行の日と定まれば本法に付ては別段勅令なきも當然其日より施行の事と爲るなり

第四百四十七條 明治二十三年法律第五十九號商法施行條例は第二十條、第二十四條、第二十五條、第三十五條乃至第四十五條及び第四十八條乃至第五十條を除く外本法施行の日より之を廢止す但第二十一條乃至第二十三條及び第五十一條の規定は舊商法の規定に依るべき場合に於て

は仍ほ其效力を存す

(註)前に公布されし商法施行條例は本法の施行と同時に廢止に歸すること當

然なるも唯だ其中若干條のみは依然必要なるを以て尙ほ之を存するものに

して其條項は命令書、即時抗告、抗告及び破産等に關す手續方式又は期間等

の規定に依る其の詳なるは該法に就て之を見るべく茲に之を一々するに違

業ありす

明治二十三年法律第三十二號商法第三篇

は仍ほ其效力を存す

(註)前に公布されし商法施行條例は本法の施行と同時に廢止に歸すること當

然なるも唯だ其中若干條のみは依然必要なるを以て尙ほ之を存するものに

して其條項は命令書、即時抗告、抗告及び破産等に關す手續方式又は期間等

の規定に依る其の詳なるは該法に就て之を見るべく茲に之を一々するに違

業ありす

明治二十三年法律第三十二號商法第三篇

は仍ほ其效力を存す

(註)前に公布されし商法施行條例は本法の施行と同時に廢止に歸すること當

然なるも唯だ其中若干條のみは依然必要なるを以て尙ほ之を存するものに

して其條項は命令書、即時抗告、抗告及び破産等に關す手續方式又は期間等

の規定に依る其の詳なるは該法に就て之を見るべく茲に之を一々するに違

業ありす

明治二十三年法律第三十二號商法第三篇

### 商法施行法要義終

### 破産法

明治二十三年法律第三十二號商法第三篇

### 緒言

破産法の法典上の地位に付ては或は之を商法の一部とし  
て其中に規定せるものあり或は之を特別法として獨立せ  
しむるものあり而して法典國に在りては之を商法の一部  
として其中に規定せるもの多し本邦に在りても亦舊商法  
中第三篇として之を規定したりき然れども破産法は會社  
保險手形等の如く商法行爲其物に非ずして商行爲の結果  
と謂ふべきものなるを以て之を商法の一部として規定す  
るは便宜上可なりとするも法理上決して正鵠を得たるも  
のに非ず詳言すれば私法且實躰法たる商法中に其性質氷  
炭相容れざる所の公法且手續法たる破産法を規定するが

如きは諛辭を以てするも到底其所を得たるものなりとは謂ふ能はさればなり而して又假りに商法の一部として破産法を規定するを以て其當を得たるものなりとせば從て嚴峻主義を採り之を商人のみに適用すべく非商人に適用すべからず若し又特別法として破産法を規定するを以て可なりとせば從て寛大主義を採り之を商人非商人の區別なく適用すべきは正當なり然るに舊商法破産法に於ては嚴峻主義を採りたるにも拘はらず商人非商人の區別なく商を爲すに當たり支拂を停止したる者に對して之を適用したるは不當なりと謂ふべし故を以て此度舊商法は第三篇破産法を除くの外他は修正發布せられたると共に尙ほ舊商法の殘部として存在せる破産法にも亦修正を加へ商行爲主義を改めて商人主義と爲したり從て現行法として

は商人に對しては破産法を適用し非商人に對しては家資分散法を適用すべきこととは爲れり然れども這は是れ法典全軀を一貫するの主義と相容れざることとは民法及び商法の新法典に於て證明せらるゝ所にして吾立法者の永久の策に非ず唯だ他日特別法として破産法の制定發布を豫期すると共に暫らく其間に處する便宜策たる立法手段に過ぎず故に新破産法の制定發布の曉きに至らば現行破産法及び家資分散法は當然廢止せられ商人非商人共に其適用を受くるに至るべく茲に始めて法典一貫の主義にも適し破産法の地位其宜敷を得たりと贊美するの日も蓋し甚だ遠きに非ざるべしと信ず

本法は破産に關する規定を掲げたるものにして之を分て十一章と爲し第一章に破産宣告第二章に破産の効力第三

章に別除權第四章に保全處分第五章に財團の管理及び換價第六章に債權者第七章に協諧契約第八章に配當第九章に有罪破産第十章に破産より生ずる身上の結果第十一章に支拂猶豫を規定したり

第一章 破産宣告

第九百七十八條

商人が支拂を停止したるときは裁判所は本人又は債權者の申立に因り決定を以て破産を宣告す 裁判所は口頭辯論を経ずして裁判を爲すことを得此裁判に對しては即時抗告を爲すことを得

(註)本條第一項は裁判所は如何なる場合に破産宣告の決定を爲すべきやを定めたるものにして此規定に依るときは破産宣告の決定を爲すには左の條件の具備するを必要とす即ち(第一)商人なること(第二)支拂の停止を爲したること(第三)本人又は債權者の申立ありたることは是れなり

第一條件 商人なること 商人の如何なる者なるやは商法第四條に規定せ

らる即ち自己の名を以て商行為を爲すを業とする者は是れなり而して此商人が支拂を停止したる場合のみに限り本法を適用すべく假令非商人が商行為を爲したるの結果支拂を停止することあるも是れ決して本法を適用すべきに非ずして家資分散法の規定に一任すべきものなり此の如く區別したる理由は破産法は其規定の嚴格にして其手續も亦煩雜なるに反し家資分散法は其規定寛大にして其手續も亦簡易なるを以てなり

第二條件 支拂の停止を爲したること 支拂の停止は債務者が其債務を辨濟することを得ざる有様を謂ふなり故に事實支拂を停止するも債務者が其債務を辨濟することを得ざるに非ずして他に正當なる理由あるに因れるものなるときは其支拂停止は決して破産宣告の原因と爲らず然れども正當の理由なくして一度支拂を停止したる以上は假令無資力者に非らざるも尙ほ破産宣告の原因たるに妨げなし故に破産と無資力とは兩者全く其性質を異にし假令無資力者なるも尙ほ破産宣告を受けざる場合あるべきは勿論なりとす

第三條件 本人又は債權者の申立ありたること 本法は修正以前に在りては裁判所が職權を以て破産宣告を爲すことを認めたりと雖も本人又は債

輔者の申立なきにも拘はらず妄りに裁判所をして干渉することを得せしむるは却て債権者並に債務者を保護する所以の途に非ざるを以て本人又は債権者の申立あるに非ざれば裁判所は自ら進んで破産宣告を爲すことを得ざるものと修正したる所以なり

右の条件を具備するるとき始めて裁判所が破産宣告の決定を爲すべきものなることは既に前に述べたるが如し而して此破産宣告なき以上は假令債務者が支拂停止を爲すも所謂破産なるものなく従て破産法の適用を受くべきものなし故に破産は破産宣告に因りて開始せらるるものとす

裁判所が判決を爲すに當たりては當事者双方を訊問し證據を取調べ双方の口頭辯論を経て裁判宣告を爲すべきものなりと雖も破産の場合に如此手續を爲すを要せば破産處分の目的を達すること能はざるを以て簡易なる手續に依りて之を裁判せしむるの必要あり是れ本條第二項前段の規定を設けたる所以なり又破産宣告は前述の如く簡易迅速を主として爲す者なるを以て事實の誤謬なしと斷言すべからず故に此宣告に對して攻撃の方法を與へざるべからず是れ本項後段の規定ある所以なり而して此所謂即時抗告とは破産宣告のありたる日より七日内に上級裁判所に向て不服を申立つることを

第九百七十九條 支拂停止は其停止を爲したる本人より又會社に在ては業務擔當の任ある社員又は取締役又は清算人より支拂停止の日を算入して五日内に其營業所又は住所の裁判所に書面を以て又は口述を調書に筆記せしめて之を届出つ可し此届出には支拂停止の自由を明示し及び貸借對照表并に商業帳簿を添ふることを要す

貸借對照表には左の諸件を包含す

第一 總ての動産、不動産其他債權の列擧及び價額

第二 總ての債務

第三 利益及び損失の概要

第四 毎月の一身上の費用及び家事費用の支出額

(註)本條は支拂停止の届出に關する規定を設けたるものにして其第一項を之を分説すれば左の如し

(第一) 何人より支拂停止の届出を爲すべきか (甲) 一個人が支拂停止を爲したる場合には其本人より之を届出づることを要す (乙) 會社が支拂を停止したる場合には業務擔當の任ある社員又は取締役又は清算人より其届出を爲すことを要す

(第二) 如何なる期間内に支拂停止の届出を爲すべきか 曰く支拂停止を爲したる日を算入して五日内に其届出を爲すことを要す是れなり

(第三) 如何なる處に向つて支拂停止の届出を爲すべきか 曰く債務者の營業所又は住所の裁判所に其届出を爲すを要することは是れなり

(第四) 如何なる方法を以て其届出を爲すべきか (甲) 書面を以て又は口述を調書に筆記せしめて届出づべきこと (乙) 支拂停止を爲すに至りたる事由を明示すること (丙) 貸借對照表並に商業帳簿を添ふることを要する是れなり

第二項は所謂貸借對照表の記載事項を定めたるものにして其各列擧の事項は説明を俟たずして明瞭なるべしと信す

### 第九百八十條 破産決定書には左の諸件を包含す

第一 支拂停止の日時但此日時は後日裁判所の決定を以

て之を定むることを得

第二 破産主任官及び一人又は二人以上の破産管財人の選定

第三 破産財團の保全に必要な處分に付ての命令

第四 破産者の債務者又は財團に屬する物の占有者に對する拂渡差押の命令

第五 破産者の總債權者に對し其請求權を短くとも三ヶ月長くとも六ヶ月の期間に破産主任官に届出づ可き旨の催告

第六 調査會の期日及び債權者集會の期日の指定

第七 破産宣告の日時

破産決定書は之を檢事に送致す可し

(註) 裁判所が破産宣告を爲すには必ず破産決定書を作らざるべからず而して本條第一項は即ち其破産決定書の記載事項を定めたるものなり左に之を簡



單に説明せん

(第一) 支拂停止の日時 此支拂停止の日時を定むるの必要ある理由は支拂停止の前後に爲したる破産者の取引は財團に對して當然無効なることは第九百九十條の規定せる所なるを以てなり而して本號但書を附したる所以は或場合には直ちに支拂停止の日時を定むるを得ざることをあればなり(第一) 破産主任官及び破産管財人の選任 破産主任官の選定は破産に關する主任判事を定むることを謂ひ破産管財人の選定は司法大臣の豫め命じたる破産管財人中より其事件に適當せる者を定むることを謂ふなり(第二) 破産財團の保全に必要な處分に付ての命令 此命令は破産法に所謂保全處分を稱する所のものにして財産の隠匿又は破産者の逃走を防ぐが爲めに必要なりとす(第四) 破産者の債務者又は財團に屬する物の占有者に對する拂渡差押の命令 此命令も亦破産財團を保全する爲めに必要なるものとす其他の記載すべき事項の説明は之を省略すべし

本條第三項に破産決定書を檢事に送致すべきものと爲したるは有罪破産の如き刑法上の制裁を受くべきものあるを以てなり(註) 破産管財人の  
**第九百八十一條** 破産宣告は即時に裁判所の揭示場并に破

産者の營業場に貼附し及び其地の新聞紙に載せて之を公告することとを要す其宣告は假執行を爲すことを得

(註) 債務者が破産宣告を受くるときは其時より一切財産上の行爲能力を失ふべきを以て世人をして之れを取引を爲さざらしむるが爲めには本條の如く公告を爲さしむるの必要あるは勿論なり而して本條は此公告の方法として左の三つを規定せり即ち(一) 裁判所の揭示板に揭示すること(二) 破産者の營業所に揭示すること(三) 新聞紙に公告すること是れなり

裁判の執行は通例其判決の確定したる後ならざるべからず然れども破産宣告は特別の性質を有する裁判なるを以て其確定前に假執行を爲すことを得せしむるの必要あり何となれば若し普通の手續に依るに非らざれば執行を許さずせば債務者は其間に財産を隠匿し又は逃走する等の虞あるを以てなり

**第九百八十二條** 破産者の財團を以て破産手續の費用を償ふに足らざるときは前條の手續を除く外其後の手續を停止す其手續の停止は之を公告することを要す

然れども破産手續の費用を償ふに足る破産者の財産あることを證明するときは申立に因り又は職權を以て即時其手續を再施す

破産手續の停止は其繼續する間は第千四十九條に掲げたる効力を有す

(註)本條第一項破産者の財産にして破産手續の費用を償ふに足らざるときは債權者は破産手續の爲めに空しく時間と金錢とを費して結局一毫も得る所なきに至るべし故に此場合には破産手續を停止すべきものと爲したるなり然れども前條の公告は破産者に蒙らしむる一種の制裁なるを以て財産の多寡に拘はらず之を爲さざるべからず又一旦破産宣告の公告ありたる以上は債權者は破産處分加入せんとするものなるを以て破産手續の停止は之を公告すべきものと爲したるなり

(第二項)破産手續の停止は債務者の財産を以て破産手續の費用を償ふに足らずと認めたる場合に之を爲すべきものなるを以て若し破産者の財産にして破産手續の費用を償ふに足らざることを證明するときは一旦破産手續は停止

したるにも拘はらず破産者若しくは債權者の中立に因り又は裁判所が職權を以て破産手續を再施すべきものとす

(第三項)破産手續の停止後は破産者は財産權の行爲能力を回復するが故に各債權者は獨立して破産者に對して債權の行使を爲すことを得るものとす然れども破産手續の停止は破産宣告の取消に非ざるが故に破産者たるの身分は依然として決して消滅することなきものとす

第九百八十三條 破産主任官は總ての破産手續を指揮し及び監督することを要す其命令は假執行を爲すことを得然れども此命令に對しては破産裁判所に即時抗告を爲すことを得

(註)本條は破産主任官の職務の範圍を定めたるものにして即ち總ての破産手續を指揮し及び其監督を爲さざるべからざることは是れなり蓋し破産に関する細少なる事件迄も一々合議制の裁判所の裁判を要するものと爲すは迅速を主とする破産處分に適當せざるを以て茲に主任官を設けて細少なる事件を迅速に裁判せしむるの必要ある所以なり従て破産主任官の命令には假執

行を爲すの効力を興ふるの正常なるに共に此命令に對する攻撃の方法として即時抗告を許すことも亦正常なり是れ本條の規定ある所以なり

第九百八十四條 検事は職權を以て破産者の罰せらる可き行爲の有無を捜査し且此か爲め取引帳簿其他の書類の展閱を求むることを得

(註)破産は公益に關する者なれば検事は公益の代表者として職權を以て破産處分に立會ひ殊に債務者が詐欺破産又は過怠破産の刑に關するの行爲無きや否やを捜査するが爲めには取引帳簿其他の書類を展閱するの必要あり是れ本條の規定ある所以なり

第二章 破産の効力

第九百八十五條 破産宣告に依り破産者は破産手續の繼續中自己の財産を占有し管理し及び處分する權利を失ふ破産宣告の日より以後は破産者の爲したる支拂其他總ての權利行爲及び破産者に爲したる支拂は當然無効とす

破産者の動産、不動産に關する訴及ひ執行は特り管財人より又は管財人に對して之を起し又は繼續することを得

(註)破産の効力は破産宣告に因りて當然生すべきものなり而して此効力は將來に於ける効果と已往に於ける効果とあり又將來に於ける効果に破産者の身軀上に關するものと財産上に關するものとあり本條は即ち其財産上に關する効果の一として規定せられたるものなり  
本條第一項は破産者は破産手續の繼續中財産權を行使する能力を喪失することと定め第二項は第一項の規定の結果として當然生すべきものなり即ち破産宣告の日後は破産者の爲したる財産上の一切の行爲及び他人が破産者に爲したる支拂は當然無効なることを定めたり第三項も亦破産者が財産權を行使する能力を喪失するの結果從て訴訟能力を失ふは勿論なるが故に其訴訟行爲は特り管財人より又は管財人に對してのみ之を爲すことを得る旨を定めたるものなり

第九百八十六條 破産者の營業の用に供する動産に對して

不動産賃貸の爲めにする強制執行は三十日間之を猶豫す  
但賃貸人が其賃貸物を取戻す権利を有するときは此限に  
在らず

(註)優先権を有する債権者は破産宣告の有無に拘はらず強制執行を爲すこと  
を得べしと雖も破産者の營業の用に供する動産に對して不動産賃貸の爲め  
にする強制執行は例外として三十日間之を猶豫せざるべからず斯く規定し  
たる理由は直ちに強制執行を爲すことを許すときは破産者は營業を繼續す  
ること能はざるは勿論其動産を賣却するも比較的低廉なるべく從て破産者  
は勿論債権者の爲めにも亦不利益なるを以てなり然れども賃貸人が其賃貸  
物上に所有権を有するときは假令三十日以内と雖も強制執行を爲すことを  
得るは當然なり是れ但書の規定ある所以なり

第九百八十七條 各箇債権者は優先権の存するに非ざれば  
破産處分中破産者の財産に對し強制執行を爲すことを得  
ず

(註)普通債権者は破産處分中は破産者の財産に對して強制執行を爲すことを  
得ず

得ずと雖も優先権を有する債権者即ち質債権者抵當債権者の如きは假令破  
産處分中と雖も破産者の財産に對して強制執行を爲すことを得るなり何と  
なれば優先権を有する債権者は普通債権者と異なり十分の注意を用ゐたる  
の結果として質權若しくは抵當權等の擔保を得たるものなれば法律は特に之  
を保護すべきは正當なり殊に破産財團に其影響を及ぼすべきものに非ざる  
を以て他の債権者に損害を與ふるの患なし是れ本條の規定を設けたる所以  
なり

第九百八十八條 辨濟期限の未だ至らざる破産者の債務は  
破産宣告に依りて辨濟期限に至りたるものとす

爲替手形の引受人又は引受なき爲替手形の振出人又は約  
束手形の振出人が破産宣告を受けたるときは其償還義務  
に付ても前項の規定を適用す

(註)本條は破産宣告に因りて破産者が期限の利益を失ふべきことを規定した  
るものにして此規定の理由に付ては破産者に對する信用喪失に基くものと  
爲す説ありと雖も質債権者又は抵當債権者の如きは擔保を有するを以て假

令債務者が破産するも決して其擔保を減損せらるるを無し従て信用を喪失したるものと謂ふを得ず故に此説不可なり吾輩は信用喪失に基くものと爲すよりは寧ろ計算上の便宜に因るものなりとの説に賛同せんとするものなり何となれば各債権の期限は必ず一定せるものに非ず否寧ろ各期限の別異なるを常とす然るに其期限の到來したる後に非らざれば債権者は配當に加はることを得ずと爲すが如きは到底迅速を主とする破産處分を行ふの途に非ず従て精確且公平なる決算處分を見る能はざるは當然なり故に計算上の便宜の爲め破産者の債務は破産宣告に依りて辨濟期限の到來したるものと爲すべきの必要あり是れ本條第一項の規定ある所以なり

第二項は手形義務者の破産したる場合に於ては前項に説明したるを同一の理由に因りて同く期限の利益を失ふべきことを規定したるものなり

**第九百八十九條** 財團に對しては破産宣告の日より利息を生ずることを止む但抵當權、質權其他の優先權を以て擔保せられたる債権は其擔保物の賣拂代金に滿つるまでを限として利息を生ずることを得

(註)本條本文の規定は破産宣告後は普通債権に對して利息を停止すべきことを定めたるものなり然れども這は破産者に對して利息を免除するの意に非ずして唯だ財團に對してのみ利息を停止すと云ふに過ぎず如此規定したる理由に二あり即ち(一)各債権者に公平の配當を爲すが爲なり凡そ利息の割合は契約に依て其高低一様ならず殊に全く利息を約せざる者もあるべし故に各債権者に公平の配當を爲さんが爲めに總て利息を同一と爲すか又は全く之を停止すべきか此二方法の外に之を求むべからず然れども此二個の方法は結局同一に歸するを以て同一の利息を附せんよりは寧ろ全く利息を停止するの勝れるに若かざるものとす(二)計算上の便宜を計るが爲めなり財團より債権者に配當すべき割合は債権額に比例すべきを以て破産宣告後にも利息を生ずるものせば債権額は變更し配當計算上に困難を生ずべきを以てなり又本條但書の規定に依れば抵當債権者質債権者其他優先權を以て擔保せられたる債権者に對しては破産宣告の後と雖も依然として利息を停止せば然れども擔保物の賣拂代金に超ゆるを許さず斯く規定したる理由は此等の債権者は普通の債権者と異なり破産財團より辨濟を受くべきものに非ざるを以て従て計算に困難を生ずべきことを無ければなり

第九百九十條 支拂停止後又は支拂停止前三十日内に破産者か爲したる贈與其他の無償行爲又は之と同視す可き有償行爲期限に至らざる債務の支拂期限に至りたる債務の代物辨済及び從來負擔したる債務の爲め新に供する擔保は財團に對しては當然無効とす

(註)本條は債務者の支拂停止の前後に爲したる或行爲の當然無効なる場合を定めたるものなり蓋し債務者は支拂停止後は勿論假令支拂停止前と雖も到底破産宣告は免るべからざることを豫期し従て親族朋友等に財産を贈與することあるべく其他の無償行爲又は之と同一視すべき有償行爲期限に至らざる債務の辨済等を爲し之に依て一方に於ては或債權者の債權の實行を妨げ他方に於ては破産宣告後自己の安樂を企圖することあるべし故に此の如き行爲は財團に對して當然無効なりと爲すは甚だ必要且正當なり是れ本條の規定ある所以なり

第九百九十一條 前條に掲げたるもの、外債務者か支拂停止後破産宣告前破産財團の損害に於て爲したる總ての支

拂及び權利行爲は相手方が支拂停止を知りたるるときに限り財團の計算の爲め之に對して異議を述べることを得然れども手形を支拂ひたる場合に於ては爲替手形を振出し又は振出さしむる際支拂停止を知りたる振出人又は振出委託人より又約束手形に在ては裏書讓渡の際支拂停止を知りたる第一の裏書讓渡人より其支拂金額を償還することを要す

(註)前條は當然無効なる場合を規定せりと雖も本條の場合には當然無効なるに非ずして利害關係者より異議の申立あり裁判所が之に對して宣告を爲し茲に始めて無効と爲るものなり従て此宣告ある迄は債務の爲したる行爲は有効なりとす而して利害關係者が本條の異議を述べるに當たりては左の三要件を具備するを必要とす即ち(一)債務者の爲したる總ての支拂及び權利行爲が財團の損害と爲りたること(二)相手方が支拂停止を知りたること(三)債務者の其の行爲は支拂停止後に爲されたるものならざるべからざることを是れな

第九百九十二條 有効に取得したる抵當權其他合式の登記に因りて法律上効力を有す可き權利は支拂停止後に在ては其取得の時より十五日を過ぎるときに限り破産宣告の日まで登記を爲すことを得

(註) 抵當權不動産質權其他不動産に關する權利行爲は合意に因りて當事者間に効力を生ずるも第三者に對抗せんには必ず登記を爲したる後ならざるべからず而して支拂停止前に爲したる登記は總て有効なるは勿論なりと雖も支拂停止後に爲したる登記に付ては本條は之に區別を立て即ち(一) 抵當權其他登記を要する權利を取得したる日より十五日以内に於て爲したる登記は有効にして(二) 十五日を経過するときは最早登記を爲すことを得ず假令登記を爲したりとすも其登記は無効なりとす斯く規定したる理由は十五日を経過するも尙ほ登記を爲さざるが如きは其者に過失あるのみならず特に破産の結果を慮りて故意に斯く爲したるやの疑あるを以てなり

第九百九十三條 破産宣告の時に破産者及び其相手方の未

た履行せず又は履行を終らざる雙務契約は孰れの方より無賠償にて其解約を申入るることを得

賃貸借契約又は雇傭契約に在ては解約申入の期間に付き協告調はさるときは法律上又は慣習上の豫告期間を遵守す可し

(註) 民法の規定に依れば雙務契約に在りては當事者一方の債務の不履行は常に他方の契約解除權を發生せしむ然らば破産宣告は債務者が契約履行の不能を公に證明したるものと云ふも不可なきを以て破産法に於ても破産者及び其相手方の未だ履行せず又は全く履行を終らざる雙務契約は其當事者の一方が破産宣告を受けたるときは其孰れの方よりも無賠償にて其契約解除を申入るることを得せしむるを以て正當なりとす是れ本條の規定を設けたる所以なり

第九百九十四條 契約者の一方の義務不履行の爲め他の一方に於て契約を解除する權利又は既に給付したる物を取

戻す権利は財團に對して之を行ふことを得ず

(註)本條は破産者と契約を爲したる者が破産者の義務不履行の爲め契約を解除するの権利又は既に給付したる物を取戻す権利は財團に對して之を行ふことを得ざる旨を定めたるものにして反對に財團より他の一方に對して契約を解除し給付したる物品を取戻すの権利あることは普通の場合と異なり異なる所なし此の如く例外規定を設けたる所以のものは是れ總債權者を公平に保護するが爲めに必要止むを得ざるに出でたるものす

第九百九十五條 相殺の権利ある債權者は期限に至らざる債權又は金額未定の債權と雖も財團に對して其効用を致さしむることを得

債權が支拂停止後に生じ又は取得したるものなるときは支拂停止を知りたる場合に限り相殺を許さず

(註)本條は相殺の要件を定めたる民法の規定に對して例外を爲すものなり斯く規定したる理由は破産宣告後は破産者の債務は總て期限到來したるものと爲し又金額未定の債權と雖も破産手續に依て容易に之を確定することを

得べく從つて相殺を許さずと爲すべきの必要なく然し破産者に對しては充分の履行を爲さしめ破産者よりは不十分の履行を爲すが如きは公平を缺くの譏りを免れざるを以てなり

第九百九十六條 債務者が債權者に損害を加ふる目的を以て爲したる権利行為は相手方が情を知りたるときに限り

其日附の如何を問はず之に對して異議を述ぶることを得  
(註)破産者の爲したる取引が當然無効となり若くは利害干係者の異議申立に依りて無効となるは支拂停止後に爲したるものなるか又は支拂停止前三十日以内に爲したるものならざるべからず然れども破産者は到底破産宣告は免るべからざることを豫期するときは假令其以前と雖も種々の不正を企て以て債權者を詐害せんとすることは往々見る所なり是れ本條の規定ある所により而して本條の異議を述ぶるには(一)債務者が債權者に損害を加ふるの目的を以て爲したる行為なること(二)相手方が其情を知りたること(三)の二要件を具備せざるべからざるものとす

第三章 別除權



第九百九十七條 債務者の動産又は不動産に對して抵當權  
質權其他の優先權を有する債權者は財團より先づ辨償を  
受けたるに非されは其擔保物の賣拂代金より費用利息及  
ひ元金の支拂を受くる爲め別除の辨償を請求することを得  
得若し其賣拂代金の剩餘あるときは買主之を財團に拂込  
む可し

(註) 抵當權質權其他の優先權を有する債權者は普通債權者の如く債權者團體  
を組織するものに非ずして各自獨立して其擔保物より辨償を受くるの權利  
を有するものなり其獨立して權利を主張することを稱して之を別除權と云  
ふなり何故に此權利を別除權と云ふや即ち破産宣告後は破産者の財産は財  
團を組成するにも拘はらず其財團中より擔保物を別除するが故なり而して  
優先權者が此別除權を實行するときは素より其隨意にして假令別除權を  
實行せずして其擔保物を財團に組入るるも其財團に對して優先權を主張す  
るを妨げざるものとす又債權者に別除權を行はしむると否とは破産管財人  
の隨意なるを以て破産管財人は其債權を辨償し其擔保物を取戻すことを得

故に本條は債權者は財團より辨償を受けざる場合に限り別除權を行ふ  
ことを得る旨を規定したる所以なり

第九百九十八條 優先權及び其順序は民法及び特別の法律  
に依りて定まる

第九百九十九條 優先權を有する者其擔保物の賣拂代金よ  
り完全なる辨償を受けざるときは其未済の債權は他の債  
權者と平等なる割合を以て財團に對して之を主張するこ  
とを得

(註) 第九百九十八條は優先權の性質及び此權利を行使すべき順序等は民法及  
び特別法の規定に依りて之を定むべきものと爲したるなり  
債權者が優先權を有するは唯だ其擔保物の範圍に止まり其以外に於ては毫  
も普通債權者と區別なく否同しく普通債權者たり故に優先權者が其擔保物  
の賣拂代金より完全なる辨償を受けざるときは其未済の債權に付ては他の  
普通債權者と平等なる割合を以て財團に對して之を主張することを得と規  
定したる所以なり

第一千條 債務者か其支拂停止後に遺産を取得したるときは遺産債権者及び受遺者は遺産として仍ほ現存する遺産物より又は未だ債権者に支拂はれざる遺産に屬する金銭より別除の辨償を請求することを得

(註)本條は債務者が其支拂停止後に遺産を取得したる場合に於て其遺産債権者並に受遺者が別除權を行使する要件を定めたるものにして即ち(一)債務者が支拂停止後に遺産を取得したること(二)遺産が仍ほ遺産として現存すること又は遺産に屬する金銭が未だ債務者に支拂はれざることを是れなり右の二要件の一を缺くときは遺産債権者並に受遺者は單に普通債権者としてのみ破産財團より平等の割合に於ける配當を受くることを得るに過ぎざるものとす

第一千一條 破産者の財産にして民事訴訟法に従ひ強制執行の爲め差押ふることを得ざるものは之を財團に加ふることを得ず但債権者に優先權の屬するものに付ては第九百九十七條の規定に従ふ

(註)本條は破産者の破産なるも民事訴訟法に従ひ強制執行の爲め差押ふることを得ざるもの假令は「衣服寢具家具及び廚具但此物が債務者及び其家族の爲め缺くべからざることに限る」又「債務者及び其家族に必要な一ヶ月間の食料及び薪炭」等は之を破産財團に加ふることを得ず然れども此等の差押を許さざるものにて低當權質權留置權其他優先權の目的物即ち債權の擔保と爲り居るものなるときは優先權者は他の財産と同しく其物に對して別除權を主張することを得る旨を規定したるものなり

第四章 保全處分

第一千二條 裁判所は破産宣告と同時に債務者の動産の封印を命ず

會社に在ては連帶無限の責任を負へる總社員の財産に對して右の處分を行ふ

(註)保全處分とは債権者を保護する爲めに破産者の逃走を防ぎ並に其財産の隠匿亡失を豫防するの處分を云ふ故に本條は債権者の利益の爲めに債務の動産又は會社に在ては連帶無限の責任を負へる總社員の動産に對して封印

を命じ以て其隠匿を豫防するが爲めに設けられたる規定なりとす

第一千三條 破産者が逃走し若しくは其の財産を隠匿するの虞れありと認むるときは裁判所は其の監守を命ずることを得

會社に在ては業務擔當の任ある社員又は取締役に對して右の處分を行ふ

破産者は裁判所の許可を受くるに非されは其住地を離るることを得ず又裁判所は何時にても破産者の引致を命ずることを得

(註)破産者が財産上に拘束を受くることは既に前述したるが如し本條は破産が身体上の拘束を受くる場合を規定せり即ち破産者が逃走の虞あり若しくは其財産を隠匿するの虞あるときは裁判所は破産者の監守を命ずることを得るものと爲したり而して破産者が逃走し若しくは其財産を隠匿するの虞あるや否やは全く裁判所の認定に一任するの外なし又破産者の身体拘束は前述の場合に止まずして平常と雖も亦之れが拘束を免るることを得ず即ち本條第

三項の如く破産者は隨意に住所を離るることを得ず必ず裁判所の許可を受けたる後ならざるべからず又破産者が召換に應ぜざるが如き場合には裁判所は何時にても刑事被告人を拘引すると同一の手續に依りて之を引致する(註)ことを得るものとす

第一千四條 管財人が破産者の財産を財産目録に載せ且之を占有したるとき又は監守の事由最早存せざるときは裁判所は其決定を以て破産者を釋放す可し然れども破産者をして裁判所又は管財人の呼出に應じ何時にても出頭すべき爲めの擔保を供する義務を負はしむることを得取上げたる擔保は之を財團に歸せしむ

(註)破産者に逃走の恐れ若しくは財産隠匿の恐れなきに至れば裁判所は破産者を釋放すべきは正當なり然れども一旦釋放するときは裁判所又は管財人の呼出に應ぜざるも無きに非ざるを以て其釋放と共に裁判所又は管財人の呼出に應じ何時にても出頭すべき爲めの擔保を供せしむるは亦必要なり是れ本條の規定ある所以なり

第一千五條 管財人か債務者の財産を財産目録に載せ且之を占有したるときは直ちに其封印を解く可し第一千一條に依り財團に加ふることを得ざる物及び財團の爲めにする即時の換價又は繼續利用を封印の爲め妨げらるる物には封印を爲さざることを得此等の物は直ちに財産目録に載せ管財人之を占有することを要す

債務者の商業帳簿は即時之を管財人に交付し且其帳簿の現狀は破産主任官之を認證す

特に高價なる物は即時之を管財人に交付し又は一時之を裁判所に引取ることを得

(註)第一千二條の規定に依り動産に施したる封印は破産者に於て最早隠匿の術なきに至らば之を解くべきは正當なり

動産に封印を施すは債権者の利益の爲めに之を爲すものなれば封印を爲したるが爲めに却て債権者の利益を害するが如きときは決して之を行は

ざるものとす故に始めより封印を爲さず直様財産目録に記載して管財人之を占有せざるべからざるものあり即ち(第一千一條の規定に依り破産財團に加ふることを得る物)(三)財團の爲めに即時の換價を要する物例へば腐敗し易き物若くは直段の下落し易き物の如し(三)封印の爲めに繼續利用を妨げらるる物例へば營業用に使用する機械の如し

第一千六條 破産者に對して債務を負ひ又は財團に屬する物を占有する者は其支拂又は交付を管財人にのみ爲す可きことを拂渡差押の命令を以て催告せられたるものとす

別除權を行はんと欲する者は其旨を管財人に申出つ可し

若し管財人より其物の評價を爲さんことを求むるときは之を承諾することを要す

債務者に宛てたる電信書狀其他の送達物は之を管財人に交付す可し其管財人は開封の權を有す然れども其旨趣か財團に關係なきときは管財人より債務者に引渡すことを

要所 破産裁判所は此か爲め郵便局電信局其他の運送取扱所に  
必要なる命令を發せ可し其由の送附封封たる者個人可

(註)破産者自己の財産は自己が之を占有するは通例なりと雖も時として他  
人が破産者の財産を占有することあるべく又は破産者雖も亦債權を有す  
るに於てあるべし斯る場合には此等の財産に對して封印を施すことを得ざるは  
勿論なるを以て茲に拂渡差押命令の必要を生ず此拂渡差押命令なるものは  
即ち其物件の占有者又は破産者の債務者に對して破産者に支拂若くは交付  
を爲すことを禁ずる命令を云ふなり故に財産拘束の點に於ては封印と其効  
力異ならざるものとす  
破産者は破産手續繼續中は自己に宛てたる信書其他の送達物を受取若くは  
開封するの權利を失ひ却て破産管財人之を開封するの權利を有す斯く規定  
せたる理由は破産者他人と共謀して債權者を害するの恐れ無しとせされ  
ばなり是れ憲法第二十四條の法律に依りて信書の秘密を侵すの實例なりと  
す

第七七條 破産主任官は破産者及び其家族に財團より給養  
の扶助料を與ふることを得

(註)破産者及び其家族に衣食の資料を給與すべきは當然なり然れども明文を  
置かざるときは疑ひを生ずるの恐れあるを以て茲に之れを規定したる所以  
なり

第五章 財産の管理及び換價

第七八條 各裁判所管轄區には職務上義務を負ふ可き破産  
管財人の名簿を備置き破産裁判所は各個の場合に於て其  
名簿中より管財人を選定す

(註)本條は破産管財人選定の方法を定めたるものなり

第七九條 管財人の勤務に對する報酬は財團より第一に之  
れを支拂ひ其額は破産裁判所之を定む

(註)管財人に對する報酬は財團より第一に之を支拂ふべきものなり又其報酬  
額は破産裁判所の見込を以て之を定むるものなり而して其支拂の方法は  
或は破産手續の全体に付て之を定むることなり或は又其の收入の價額に應

して之を定め財團の配當を爲す毎に其割合を以てすることあり例へば財團の價額一萬圓以上なるときは八分一萬圓以下なるときは一分を爲すが如し  
第一千十條 裁判所は何時にても管財人を易へ又は他の管財人を加ふることを得

(註)破産管財人の数は各事件の繁多なるに簡易なるに因り裁判所の見込に依て之を定む故に事件の模様によりては何時にても管財人の員數を増加することを得べし従て或場合には或管財人を廢罷し他の管財人を以て之に代らしむることをも爲し得るものとせり

第一千十一條 管財人は其行爲に付ては代理人と同一の責任を負ふ若し管財人二人以上あるときは共同に非されは行爲を爲すことを得ず但破産主任官か或る行爲に付き各箇に特別の委任を與へたるときは此限に在らず

(註)管財人は其性質上代理人に非ざるも本條は代理人と同一の責任を負はしめたり又管財人二人以上あるときは共同に非されば行爲を爲すことを得ずと爲したるは蓋し各自別個に管財行爲を爲すを得るものとせば輕卒に事を

行ふの恐れありて二人以上の管財人を選定したるの効力なければなり然れども破産主任官が或る行爲に付き各箇に特別の委任を與へたるときは素より各自別個に管財行爲を爲すことを得るは勿論なり蓋し或場合には各自別個に其職務を行ふの却て便利なることあるべければなり

第一千十二條 管財人は破産宣告後即時に財團を占有し且其管理及び換價に著手することを要す

管財人は其執務の爲め破産者の補助を求むることを得破産主任官は此が爲め破産者に報酬を與ふることを得

(註)本條は第一項は破産處分は最も迅速を責ふものなるを以て管財人は破産宣告後即時に其手續に着手すべきことを規定したるなり

破産處分は破産者の財産を處分するものなるを以て或場合或事情に至りては破産者能く之を知了せることあるべし従て破産者の意見を聞く等の必要なしとせず故に本條第二項は破産者をして破産處分に關係せしめ管財人の職務を補助せしむることを得る旨を規定したる所以なり故に破産者も亦一つの破産機關なり従て破産主任官は之に報酬を與ふるは正當なりとす

第一千三條 管財人は破産主任官の監督を受け且其指揮に従ふ義務あり若し管財人の行爲又は決斷に對して異議を述ぶる者あるときは破産主任官命令を以て之を決す此命令に對しては破産裁判所に即時抗告を爲すことを得

(註)破産主任官は破産手續を指揮し及び之が監督を爲す職分あるものなるを以て管財人は破産主任官の監督を受け且其指揮に従ふの義務あるは勿論なり從て管財人の處置に對しての異議に付ては破産主任官命令を以て之を決すべく然れども破産主任官は破産に關し細少なる事件に限り迅速を主とする裁判を爲さしめんとするにあるを以て從て此命令に對して不服あるものは破産裁判所に即時抗告を爲すことを得るの途を開きたる所以なり

第一千四條 財産目録は裁判所職員又は其他警察官吏の立會を以て管財人之を作り若し必要あるときは破産者を立會はしむ  
破産者に屬する總ての財産は財團に組入る可からざるも

のを雖も其價額を明示して之を財産目録に記入すること  
を要す必要なる場合に在ては其價額は鑑定人をして之を  
鑑定せしむ

財産目録及び之に關する調書の認證ある謄本は公衆の展  
閱に供する爲め裁判所に之を備ふ  
検事は其見込に因り職權を以て財産目録の作成に立會ふ  
ことを得

(註)本條は財産目録を調製すべき者及び其調製の方法等を規定したるものにして其元を調製すべき職分を有するものは破産管財人なれども其外尙ほ之に關係すべき者あり即ち裁判所職員警察官吏破産者及び検事はれなり然れども此等の者は唯だ單に其調製に立會ふに過ぎざるものこす又此財産目録に記入すべき事柄は破産に屬する總ての財産にして假令財團に組入るべからざるもの例へは強制執行の爲め差押を許さざるもの若くは質權抵當權等の目的物即ち債權の擔保に供したる物と雖も尙ほ其價額を明示して之を財産目録中に記入せざる可らず若し其價格を評價する能はざるときは特別の

智識を有する者をして之を鑑定せしむべきものとす又破産者の債権者は勿論其他の利害關係人は破産者の財産の状況を知るの必要あるを以て財産目録及び之に關する調書の認證ある謄本は之を裁判所に備へ置きて公衆の閲覧に供すべきものなりとす

第一千十五條 破産者に屬せざる財産を財團より取戻すことに係る争訟は破産裁判所之を裁判し不動産に付ては其所在地を管轄する裁判所之を裁判す

(註)破産者に屬せざる財産を財團に組入ることなしとせず例へば破産者が他人より寄託を受け若くは借入れたる物件を管財人に於て財産目録に記入して之を財團に組入れたる場合の如し此場合に預け主又は貸主より其物件の取戻を請求するの訴訟は不動産に付ては破産裁判所之を裁判すべきものと爲したるは民事訴訟法の規定に例外を爲すものなれども破産裁判所に於て之を裁判すること却て便宜に適すべきを以て斯く規定したるなり然れども不動産に關しては訴訟法の原則に立戻り其所在地を管轄する裁判所之を裁判すべきものと爲したるは蓋し臨檢等の必要あるを以てなり

第一千十六條 管財人は破産主任官の定めたる三十日以内の期間に破産者より差出したる届書及び貸借對照表を調査し若し破産者より之を差出さざりしときは自ら貸借對照表を作り且其報告書に貸借對照表を添へて破産主任官に提出すべし

報告書及び貸借對照表の認證ある謄本は公衆の展閱に供する爲め裁判に之を備ふ

報告書及び貸借對照表は之を檢事<sup>（註）</sup>に送致することを要す  
(註)本條は管財人は破産主任官の定めたる期間内に破産者の届書及び貸借對照表を調査し之を破産主任官に提出すべきこと又報告書及び貸借對照表の謄本は之を裁判所に備へ置きて公衆の展閱に供すべきこと等を定めたるものにして別段の説明を要せず

第一千十七條 貸方の借方に超ゆること判然なるとき又は協諧契約の豫期せらるる間は裁判所は破産主任官の申立に



因り且管財人の意見を聴きたる後管財人をして破産者の  
營業を續行せしむる決定を爲すことを得  
管財人營業を續行する場合に在て財團に屬する物を通常  
の營業外にて賣却せんとするには破産主任官の認可を受  
け且豫め破産者の意見を聴くことを要す

(註)破産宣告後は破産者の營業を停止するを以て通例とす然れども一度營業  
を停止するときは破産者は爲めに信用を失ひ從て其得意先を失ふべきは勿  
論なり故に破産者が其資産を回復するの見込あるときに限り其營業を繼續  
せしむるは破産者に利益なるは勿論債權者にありても決して不利益を受く  
ることなく否却て利益なるべし仍て本條に於ては(一)貸方の借方に超ゆるこ  
と(二)協諸契約の豫期せらるる間に限りて裁判所は破産主任官の申立あると  
きは管財人の意見を聞きたる後營業を續行するを以て適當なりと認めたる  
ときは管財人をして營業を續行せしむるの決定を爲すことを得る旨を規定  
したる所以なり  
本條第二項の財團に屬する物を通常の營業外にて賣却せんとするは例へ

は時計商が時計以外の物を賣却するが如きを云ふなり此等の物の賣却は營  
業の範圍外の行爲なるが故に普通の營業品の賣却と異なるを以て破産主任  
官の認可を受け且豫め破産者の意見を聴くことを要すと規定したる所  
以なり

第一千八百條 不動産は破産主任官の認可を受けて之を競賣  
すること  
不動産は競賣するを通例とすと雖も破産主任官の認可を受  
くるときは相對を以て之を賣却することを得  
競賣の手續は總て民事訴訟法の規定に依る

(註)不動産を競賣するには必ず破産主任官の認可を受くるを要し動産を競賣  
するには破産主任官の認可を受くるを要せず唯だ相對の賣却を爲すべき  
ときに限りては必ず破産主任官の認可を受くることを要すを爲したり斯く規  
定したるは是れ古代不動産を尊重し動産を輕蔑したる沿革上の理由に基く  
ものにして今日に於ては其陳腐にして且不當なることは素より言ふを俟た  
ざる所なり

第一千九條 管財人は財團に屬する破産者の貸方を取り立て及び破産者の権利を債務者其他の人に對して主張し且保全することを要す

管財人は左に掲ぐる行為に付ては破産者の意見を聽き且破産主任官の認可を受く可し

- 第一 訟訴を爲すこと
- 第二 和解契約又は仲裁契約を取結ぶこと
- 第三 質物を受戻すこと
- 第四 債權を轉付すること
- 第五 相續又は遺贈を拒絶すること
- 第六 消費借を爲すこと
- 第七 不動産を買入ること
- 第八 權利を抛棄すること
- 第九 總て財團に新なる義務を負はしむること

(註)本條第一項は敢て説明を要せず雖も第三項列擧の行為に付て管財人は破産者の意見を聽き且破産主任官の認可を受くべしと爲したるものは行為に付ても素より財團の利害に影響を及ぼすこと決して無しと云ふべからず然れども此等輕微なる行為迄も一々破産者の意見を聽き且破産主任官の認可を受くべしと爲すが如きは破産管財人を設けたるの精神を没却するに至るべし故に其重大なる行為にして之を管財人の獨斷に放任するときは財團に損害を加ふるの恐れある行為のみに制限するは至當なり是れ本條第二項が二が其行為を列擧指示したる所以なりとす

第一千二十條 財團に收入する金銭は破産主任官の定む可き常用支出額の外遅延なく之を供託所に寄託することと要す其金銭は破産主任官の支拂命令に依るに非されは支出することを得ず

(註)動産不動産を賣却して收入したる金銭又は債權取立に因りて收入したる金銭等は之を管財人の手許に置くは甚だ危險なるを以て之が管理方法を定めざるべからず故に本條の如く日常の費用に支出すべき金額を除くの外遅

延なく供託所に寄託することを要すを爲したるは最も安全且正當なりとす  
故に其寄託したる金銭は破産主任官の支拂命令に依るに非ざれば支出する  
ことを得ずと爲したるは當然なりとす

第一千二十一條 管財人は其管財中破産者か罰せらる可き行  
爲あるを知りたるときは之を破産主任官に届出づる義務  
あり破産主任官其届出を受けたるときは之を檢事に通知  
す

(註)本條は二證明瞭敢へて説明を要せざるものとす

第一千二十二條 破産主任官は破産の原由、事情貸方借方并  
に其對照表其他管理及び破産手續に關する事項に付き破  
産者、其商業使用人、雇入其他の人を何時にても訊問す  
ることを得

(註)破産主任官は總べての破産手續を指揮し及び監督するの職務を有するも  
(あなるを以て本條は破産者其の商業使用人等に對する訊問權を規定したる

所以なり

### 第六章 債權者

#### 第一節 債權の届出及び確定

第一千二十三條 破産者の總債權者は破産決定の公告に因り  
債權届出の期間に其債權を破産主任官に届出づ可き旨の  
催告を受けたるものとす其届出には各債權の合法の原因  
及び請求金額若し優先權あるものは其權利を明記し且證  
據書類又は其謄本を添ふ可し

他所に住する債權者は裁判所所在地に代人を置く可し  
債權及び代人在置の届出は書面を以て又は調書に筆記せ  
しめて之を爲すことを得書面を以てする場合に在ては二  
通を差出すことを要す

所在の知れたる債權者は右の外特に裁判所より書面を以

て其債權届出の催告を受く然れども其書面が債權者に達せざると此か爲め損害賠償の請求を爲すことを得ず

(註)破産管財人は破産財團より各債權者に其債權額に比例して配當すべきものなるを以て茲に各債權者をして債權の届出を爲さしむるの必要を生ず故に本條は債權届出の期間並に其届出の記載事項等を規定したるものなり

第一千二十四條 届出は之を受取りたるとき直ちに順次番號を付して二箇の表に記載す可し其一には優先權ある債權を掲げ他の一には通常の債權を掲ぐ此債權表は公衆の展閱に供する爲め裁判所に之を備ふ

管財人は其使用の爲め届出書及び債權表の謄本を受領す  
(註)本條は債權の届出ありたるときは之を債權表に記載し且此債權表は公衆の展覧に供する爲め裁判所に備へ置くべきことを定め之に依りて債權者をして何人が如何なる債權の届出を爲したるかを知らしめ以て異議の申立を爲す可否を決せしめんが爲なりとす

第一千二十五條 調査會は管財人及び成る可く破産者の面前に於て破産主任官之を開き且其調査を作る可し債權者は自身又は代理人を以て此會に参加することを得  
破産主任官は債權者に取引帳簿若くは其抜書の提出を命ずることを得調査の結果は債權表及び提出したる債務證書に附記し且各債權者又は其代理人に告知することを要す調査會は届出期間の満了後十日乃至十五日間に之を開くを通例とす

届出期間の満了後に届出てたる債權は調査會に於て之を調査することを得然れども其調査を爲すことに付き異議の申立ありたるとき又は調査會の終りたる後債權を届出てたるときは其債權者の費用を以て新なる調査會を開く  
(註)債權調査會とは各債權者の届出でたる債權は果して眞實のものなるや又眞實の債權なりとすも之を財團より辨濟すべきものなるや否や等を

調査する為め破産主任官に於て召集したる集會を云ふなり而して此調査會は管財人及び成るべく破産者の面前に於て之を開會すべく又債権者自身は勿論假令代理人たりとも此會に参加せしむることを得るなり故に破産者及び債権者は必ずしも此調査會に臨席すべきものにあらざるなり然るに債権届出の期間後に届出でたる債権を雖も調査會上に於て之を調査するを得るなり然れども左の場合に於ては其債権者の費用を以て新たなる調査會を開くの外最早其途なきものとす即ち(一)其調査を爲すことに付き異議の申立ありたるとき(二)調査會の終はりたる後債権を届出でたるときは是なり斯く規定したる理由は届出期間後に債権の届出を爲したる債権者は自己に過失あるものなるを以て其過失の結果たる不利益は素より甘んぜざるべからざるは勿論なり然れども其債権者費用を以て新たなる調査會を開くことは素より之を禁ずるの必要なのみならず却て調査會を開く必要がある故に

同(三) 債権者及び債権者の費用を以て新たなる調査會を開くことを得るべし  
 第七百二十六條 主債権の確定は承認又は裁判所の判決を以て之を爲す

調査會に於て管財人よりも又債権の確定し若しくは貸借對照表に掲げたる債権者よりも異議を申立てるときは債権は承認を得たるものとす(註)債権の確定とは債権者より届出でたる其債権は眞實にして破産者の債務たるに相違なきことの確定たるを云ふなり而して債権確定の方法は本條の規定に依るときは二個なり即ち(一)承認(二)判決是れなり承認とは届出でたる債権に付き調査會に於て管財人よりも又債権の確定し若しくは貸借對照表に掲げたる債権者よりも異議を申立てざる場合を云ふなり又判決に依り確定するときは次條の説明に之を譲るべし

第七百二十七條 異議を受けたる各債権は若しくは其債権者之を取消さしむるときは破産裁判所公庭に於て破産主任官の演述を聽き成る可く合併して其判決を爲す可し其辯論及び

判決は原告被告の出頭せざるべきと雖も之を爲す但此判決に對しては故障を申立つることを得す

(註)本條は前條に述べたる債權確定の方法の一たる判決の手續に付て規定したるものなり而して此異議の裁判は普通の訴訟手續より極めて簡易なる手續に依りて破産裁判所之が裁判を爲すものとす之れ迅速を貴ぶ破産處分上必要止むを得ざるに出でたるものなり而して茲に普通の訴訟手續と異なる點を擧ぐれば左の如し(一)缺席判決に對して故障の申立を許さざること(二)合併して判決を爲すこと(三)裁判管轄を二にすること即ち是れなり

第一千二十八條 判決は成る可く債權者集會前に之を爲すことを要す若し之を爲すこと能はず又は判決に對して控訴を爲したるときは裁判所は異議を受けたる債權者の右集會に加はることを許す可きや否や又幾許の金額に付き加はることを許す可きや否やを決定す

通常債權者として右集會に加はることを得

(註)債權の未だ確定せざる債權者は債權者集會に參列し其議決に與るを得ず從て此債權者は尠なからざる不利益を受くることあるべきを以て裁判所は此異議を受けたる債權者は果して債權なりや否やを推定し債權者集會に加はることを許すことあり又届出金額の一部に付きてのみ右集會に加はることを許すことあり此の如く區別して債權者集會に加はることを許す所以は債權額の多寡は議決權に影響を及ぼすべきを以てなり又債權者の優先權のみが異議を受けたる場合は其債權額に付ては少しも異議なく從て其債權は確定したるものなるを以て普通の債權者として右集會に加はるを許すことは敢へて事に害なし是れ本條第二項の設けある所以なり

第一千二十九條 債權を正當時期に届出てす又は債權の確定せざる債權者は以後の確定に因りて爲す可き財團の配當にのみ加はることを得然れとも異議を受けて訴訟中に在る債權及び届出並に調査の爲め別段の期間を定められた

る在外國債權者の債權に付ては以前の配當に於て其債權に歸する割前を留存す

(註)本條は債權の確定せざる債權者は財團の配當に加はることを得ざる旨を定めたり然れども異議を受けて訴訟中に在る者又は債權及び届出並に調査の爲め別段の期間を定められたる債權者の債權の爲めには以前の配當と雖も其債權に比例して留存すべきものと爲したり

第二節 特種の債權者

第一千三十條 主たる債務者の破産に於て届出てたる債權は協諧契約の場合と雖も保證人其他の共同債務者に對し其全額に付き之を主張することを得又保證人又は共同義務者は主たる債務者の破産に於て其償還請求を届出つることを得然れども主たる債務者の爲めにする協諧契約の効果に從ふ

(註)特種の債權者とは對人擔保を有する債權者並に法律に依て特別の權利を

與へられたる債權者を云ふなり

保證人又は連帶債務者は其本人又は連帶債務者の一人が債務を履行せざる場合に之が履行の責に任ずるものを云ふ故に主たる債務者並に連帶債務の一人にして破産したるときは債權者は主たる債務の破産財團に對して其債權の全額を届出てたるべきと雖も尙ほ保證人其他の共同債務者に對して債權全額の請求を爲すことを得るものなり而して假令協諧契約の場合と雖も右に述べたる所と異なることなし是れ協諧契約は單に債權者と破産者との間の契約に過ぎざれば債權者は保證人其他の共同義務者に對して權利を拋棄したるものに非ざればなり

保證人又は共同義務者は主たる債務者の破産の場合に於て其債務を支拂ひたるときは自から債權者と爲り破産財團に對して其償還請求を爲すことを得べきものなり然れども債務者の利益の爲めにする協諧契約の効果に從ふべきものとす

第一千三十一條 二人以上の共同義務者が破産したるときは其各義務者の破産に於て債權の全額を届出つることを得

各自の破産財團の間に於ける償還請求權は之を主張することを得ず然れども債權者が受取る割前の額が主たるもの及び従たるものを合せたる債權の總額を超過するときはその超過額は共同義務者中他の共同義務者に対して償還請求權を有する者の財團に歸す

(註)二人以上の共同義務者が同時に破産したるときは(一)其債權者と債務者の關係に付ては債權者は各債務者の財團に對して債權全額の届出を爲すことを得るものとす(二)債務者の關係に付ては各自の破産財團の間に於ける償還請求權は之を主張することを許さず此理由は結局同一債權に付き同一財團より二重の支拂を爲すことを爲るを以てなり然れども債權者の受取る割前の額が其債權總額に超過するときは其超過せる金額は共同義務中他の共同義務者に對して償還請求權を有する者の財團に歸すべきものとなりたり

第一千三十二條 左に掲ぐる債權は届出及び確定に關する規定に従ふことを要せず

第一 裁判費用管理費用其他破産手續上の費用

第二 公の手数料及び諸税

第三 管財人が財團の爲めに負擔せたる義務より生ずる債權

右債權は破産主任官の指圖に従ひ通常の方法を以て財團の現額より之を支拂ふ

(註)本條第一項列記の債權に付ては債權の届出及び確定の規定に従ふを要せず當然財團に對して先取特權を有することを定めたるなり而して右の債權は破産主任官の指圖に従ひ通常の方法を以て財團の現額より之を支拂ふべきものと爲したり此通常の方法とは破産手續上の方法に従ひ配當を爲さずこの意味にして財團より直ちに支拂を爲すことを云ふなり

第一千三十三條 破産手續に加はりたるに因りて債權者に生じたる費用は財團に對して之を請求することを得ず

(註)本條は破産手續上の費用に非ずして破産手續に加はりたるに因りて生ず



たる費用なり此費用は債権者が各自隨意に費したる費用にして例へば旅費又は債権の届出を爲し債権者集會に列席する爲に費したる費用の如し従て財團に對して之を請求するを得ざるは當然言ふを俟たざる所なり是す  
第一千三十四條 削除

第三節 債権者集會

第一千三十五條 債権者集會は破産主任官之を招集し及び之を指揮す其招集は會議の事項を明示する公告を以て之を爲す  
其集會は管財人、債権の確定したる債権者及び第一千二十八條に依りて參加することを得べき債権者より成立然れども優先權の確定したる債権者は其優先權を拋棄したる限度又は優先權を行ふに當り不足ある可しと推定せらるる限度に於てのみ參加す  
債権者は代理人を差出すことを得ず  
債権者の費用

破産者は之を集會に呼出すことを得

(註)破産宣告後は債権者は各自獨立したる其債権を行使するを得ずして債権者團體を形成し債権者集會として其債権の實行を爲すの必要あり是れ債権者集會の設けある所以なり而して集會には二種あり即ち(一)法定集會(二)臨時集會之なり法定集會とは法律の規定に依り必ず召集せざるべからざるものにして臨時集會とは破産主任官の職權に依りて何時にても召集することを得るもの云ふなり

本條は債権者集會を招集すべき者及び其招集の方法並に其集會は如何なる人々に依りて成立すべきや等を定めたるものなり

第一千三十六條 決議は出席したる債権者の過半数を以て爲すを通例とす其過半数は出席員の有する債権額の半より多き額に當ることを要す

(註)本條は債権者集會決議の方法を規定したるものなり又其決議の執行  
第一千三十七條 集會に於ては破産主任官は破産手續の從來の成行に付ての報告を爲し管財人は管財の處理其結果

及び財團の現況に付ての報告を爲す集會は右の報告に付て決議を爲し若し破産主任官又は管財人の意見ありたるときは其意見及び債權者の爲したる申立又は破産主任官の認可を受けて破産者の爲したる申立に付て決議を爲す可し此等の決議は裁判所の認可を受くることを要す

(註)本條は債權者集會に於て破産主任官並に管財人の報告すべき事項如何又此集會の決議すべき事項如何等を規定したるものなり

第七章 協諧契約

第一千三十八條 法律上の義務を履行したる破産者にして有罪破産の判決を受けず又其審問中に在らざる者は破産主任官の認可を受け第一の集會に於て債權者に協諧契約を提供することを得又十分の理由あるときは以後の集會に於ても之を提供することを得然れども其提供は一回に限る

第一の集會は普通の調査會より四週日後に之を爲す協諧契約の申立書は少なくとも集會の二十日前に之を裁判所に差出し裁判所は之を公衆の展閱に供し且其旨を公告す可し

(註)協諧契約とは債權者と破産者との間に取結ぶ契約にして債權者は或は自己の債權の幾分を抛棄し或は猶豫期限を與へ破産手續に因れる配當を受くることなくして其手續を終り以て破産者に財産上の管理處分の權を回復せしむる契約を云ふなり而して本條は協諧契約申出の條件を定めたるものにして此規定に依るときは左の條件を必要とす即ち(一)破産者が法律上の義務を履行したること(二)有罪破産の宣告を受けざること又は其審問中に在らざること(三)破産主任官の認可を受たること(四)協諧契約の申出は第一の債權者集會に於て爲すべきこと(五)協諧契約の申出は必ず一回に限ること(六)協諧契約の申立書は少なくとも第一集會の二十日前に之を裁判所に差出すべきこと是れなり此等の條件の一を缺くときは協諧契約は行はるべからざることは勿論なりとす

第一千二十九條 協諧契約を承諾するには出席したる債権者の過半数の承諾を要す其過半数は議決権ある總債権額の四分三以上に當ることを要す

管財人及び議決権を有する債権者又後に至り債権の確定したる債権者は協諧契約に對して十日内に理由を附したる異議を裁判所に申立つることを得

(註)本條は協諧契約の承諾並に協諧契約に對する異議申立の手續を規定したるものにして法文明瞭敢て説明を要せざるなり

第一千四十條 債権者の承諾したる協諧契約は裁判所の認可を得て始めて法律上有効とす其認可又は棄却に付ての決定は破産主任官の演述を聽き前條の期間満了後直ちに之を爲す此決定に對しては債務者及び異議申立の權利ある者より即時抗告を爲すことを得

(註)協諧契約は假令債権者の承諾あるも未だ成立せず裁判所の認可を得て始

めて法律上有効なるものとす斯く規定したる理由は裁判所が協諧契約の結果として正當なりや否やに付て十分の審査を遂げたる上に非ざれば或は少数債権者利益を害すること無しとせざるを以て其少数債権者を保護し破産處分を監督するの旨趣に外ならざるものとす而して此認可又は棄却に付ての決定は前條の異議申立期間満了後破産主任官の演述を聽きて之を爲すべきものとせり

第一千四十一條 協諧契約は左の場合に於ては之を棄却す可し

第一 第一千三十八條及び第一千三十九條の規定を踐行せざるるとき

第二 協諧契約に依り或る債権者か其承諾なくして偏頗の處置を受け損害を被むるとき

第三 協諧契約が詐欺其他不正の方法を以て成りたるとき

第四 協諧契約が公益に觸れるとき

(註)本條は協諧契約棄却の場合を列舉指示したるものなり

第千四十二條 協諧契約は破産者か後に至り有罪破産の判決を受けたるときは當然消滅し其審問中は免訴又は無罪の宣告を受くるまで之を停止す

前條第三號に掲げたる理由あるときは協諧契約認可の後と雖も尙ほ之に對して異議を申立つることを得

(註)本條は協諧契約が其効力を失ふべき場合を定めたり即ち(一)當然消滅する場合は破産者が後に至り有罪破産の判決を受けたる場合又其審問中なるときは免訴又は無罪の宣告を受くる迄之を停止す(二)協諧契約が詐欺其他不正の方法を以て成りたるときは債權者又は管財人より異議の申立あり裁判所之を正當なりとして認可の取消を爲したる場合(三)破産者が履行を爲さざるが爲め協諧契約の解除せらるる場合は是れなりとす

第千四十三條 協諧契約の確定したるときは管財人は直ちに

に其執務を罷め且其執務に付き計算を爲す可し

破産者は協諧契約に別段の定めなきときに限り任意の管理及び處分の爲め其財産を取戻すことを得協諧契約の履行は破産主任官の監督を以て之を爲す

(註)本條は協諧契約の確定したるときは破産者は以前の地位に回復し財産を管理處分することを得るが故に管財人は直ちに其執務を止め且其執務に付き計算を爲すべきものと爲したり又破産者は協諧契約に別段の定めなきときは其財産を取戻すことを得るものなり然れども協諧契約の履行は商業社會の信用上甚だ肝要なるを以て破産主任官之が監督を爲すものとせり而して若し破産者が其履行を爲さざるときは直ちに契約は解除せられ破産手續は再施せらるるものとす

第千四十四條 協諧契約が棄却せられ又は後に至り消滅し若くは取消さるとき又は不履行の爲め解除せらるるときは破産手續を再施し直ちに財團の換價及び配當を爲し

て終局に至らしむ其再施したる手續に再施するの間に債権を得たる者も参加することを遂得の爲め債権者たるものは不履行の場合に在ては協諧契約の爲め立てたる其保証人は其義務を免かれず

(註)一旦破産手續を中止したるも左の場合に於ては直ちに其中止も亦破産手續を再施し財産の換價及び配當を爲さざるべからず即ち(一)協諧契約が棄却せられたるとき(二)協諧契約が後に至り消滅し若くは取消されたるとき(三)不履行の爲め解除せられたるとき是れなり而して其再施したる手續に再施までの間に債権を得たる者も亦参加することを得るなり蓋し破産手續の再施は新に破産手續を開始するも異ならざればなり  
協諧契約の消滅若くは取消の場合には保證債務も亦消滅すべきは勿論なりと雖も其不履行の場合に在りては協諧契約の爲めに立てたる其保証人は其義務を免がらるべきを得ず何となれば保證は實に此場合の爲めに之を設けたるものなればなり  
第八章 配當

第千四十五條 第千三十二條に掲げたる債権及び優先権ある債権を支拂ひたる後に残れる財團は他の債権者間に平等の割合を以て之を配當す

破産者が資本を分ち數箇の營業を爲したる場合に在ては各營業に對する債権者は其營業に屬する財團より優先権を以て辨償を受く

(註)配當とは破産者の財産を換價し此中より破産手續の費用を支拂ひ尙ほ殘餘あるとき之を各債権者に支拂ふことを云ふなり而して此配當を終るときは茲に破産處分は結了に至りたるものとす

本條第一項は配當の順序を定めたるものなり即ち(第一)は第千三十二條に掲げたる債権にして(一)裁判費用管理費用其他破産手續上の費用(二)公の手数料及び諸税(三)管財人が財團の爲めに負擔したる義務より生ずる債権是れなり(第二)は優先権ある債権者にして別除権を行はざるものなり(第三)は以上の債権を辨償し尙ほ剩餘あるとき始めて普通の債権者に辨償を爲すものとす

一營業に對する債權者は其營業に屬する財産を以て目的を爲すものなれば其營業に屬する財團より優先權を以て辨濟を受くることを許すは正當なり是れ第二項の設けある所以なり

第千四十六條 配當は普通の調査會の終りたる後は配當に足る可き財團の生ずる毎に管財人の調製して破産主任官の認可を受けたる配當案に依りて之を爲す其案は破産主任官之に署名し公衆の展閱に供する爲め裁判所に備置き且其旨を公告す可し配當案に對する異議は其公告の日より起算し十四日以内に之を裁判所に申立つることを得

(註)債權届出期間満了後十日乃至十五日間に開く所の債權調査會の終りたる後は配當に足るべき財團の生ずる毎に管財人は破産主任官の認可を受けりて配當を爲すべきものとす而して配當を爲すには先づ配當案を作らざるべからず其配當案には債權の總額各債權者に支拂ふべき比例配當額等を記載し破産主任官之に署名し且公衆の展閱する爲めに之を裁判所に備へ置き且裁判所は其旨を公告するものとす

第二項は配當案に對する異議申出の期間並に其の起算點を定めたるものなり

第千四十七條 前條に掲げたる期間に配當案に對して異議を申立つる者なきとき又は異議の落着したるときは管財人は各債權者をして其債務證書を提出せしめ之に毎回の支拂額を記入して支拂を爲す若し債務證書の提出を爲すこと能はざるときは破産主任官の許可を得て債權表に依り支拂を爲すことを得孰れの場合に於ても債權者は配當案に受取書を記することを要す

(註)本條は配當案に對して異議を申立つるもの無く又は異議の申立あるも既に落着したるときは茲に始めて管財人は各債權者に對して支拂を爲すべきこと並に其支拂に付ての方法及び支拂を受けたる債權者は配當案に受取たる旨を記入すべきこと等を規定したるものなり

第千四十八條 財團の換價及び配當を全く終りたるときは

債權者集會を開き此集會に於て管財人は終局の計算を爲す可し此計算の濟了したるときは裁判所は直ちに破産主任官の申立に因りて破産手續の終結を決定す此決定は之を公告す可し

(註)財團の換價及配當を全く終りたるときは最後の債權者集會を開き得べからず此集會に於ては破産管財人より決算書を提出して債權者の承認を求めべきものとす而して總債權者が之に對して異議の申立なきときは裁判所は破産主任官の申立に依りて破産手續の終結を決定し及び其旨を公告し茲に始めて破産處分を完結するものとす若し又管財人の決算書に對して異議の申立を爲したる債權者あるときは裁判所は其異議に付き決定を下し或は決算書を訂正せしめ或は債權者の異議を棄却することあるものとす

第四十九條 破産手續終結の後には辨償を受けざる債權者は破産手續に於て確定したるに因りて得たる權利名義に基き其債權を債務者に對して無限に行ふことを得

(註)本條は破産手續終結後に於ける債權者の權利を定めたるものなり

第九十章 有罪破産

第五十條 破産宣告を受けたる債務者が支拂停止又は破産宣告の前後を問はず履行する意なき義務又は履行すること能はざることを知りたる義務を負担したるとき又は債權者に損害を被らしむるの意思を以て貸方財産の全部若しくは一分を藏匿し轉匿し若しくは脱漏し又は借方現額を過度に掲げ又は商業帳簿を毀滅し藏匿し若しくは偽造變造したるときは詐欺破産の刑に處す

(註)有罪破産とは破産者が刑法上の制裁を受けるものを云ふ而して其有罪破産に三種あり(一)過意破産(二)詐欺破産是なり本條は所謂詐欺破産と稱すべき場合を列擧指示したるものにして從て其以外に最早詐欺破産となるべき場合なきことを示したるものなることは勿論なり今茲に本條の規定に依り詐欺破産となるべき場合を擧ぐれば破産宣告を受けたる債務者が支拂停止

又は破産宣告の前後を問はず(一)履行するの意なき又は履行すること能はざるを知りて債務を負担したるとき(二)債権者に損害を被らしむるの意志を以て貸方財産の全部又は一部を隠匿し轉匿し若しくは脱漏したるとき(三)債権者に損害を被らしむるの意思を以て借方現額を過度に掲げたるとき(四)債権者に損害を被らしむるの意思を以て商業帳簿を毀滅し隠匿し若しくは偽造變造したるとき即ち是れなり右列記したる各場合の一に該当するときは詐欺破産の刑に處せらるべきものとす

第一千五十一條 破産宣告を受けたる債務者が支拂停止又は破産宣告の前後を問はず左に掲ぐる行為を爲したるときは過怠破産の刑に處す

第一 一身又は一家の過分なる費用博奕空取引又は不相應の射利に因りて貸方財産を甚しく減少し若しくは過分の債務を負ひたるるとき

第二 支拂停止を延ばさんか爲め損失を生ずる取引を爲

して支拂資料を調へたるるとき

第三 支拂停止を爲したる後支拂又は擔保を爲して或る債権者に利を與へ財團に損害を加へたるとき

第四 商業帳簿を秩序なく記載し隠匿し毀滅し又は全く記載せざるとき

第五 財産目録貸借對照表の作成若しくは支拂停止届出の義務を怠りたるるとき又は裁判所の許可を得ずして其住地を離れたるとき

(註)過怠破産は詐欺破産の如く進んで債権者を詐害する等の行為なしと雖も債務者が支拂停止若しくは破産宣告の前後を問はず或行為を爲したるに因り法律は債務者に過失懈怠あるものと認め過怠破産者として刑法の制裁を被らしむべきものと爲したり而して本條は其各場合を一々列舉制限し他に過怠破産の刑に處すべき場合なきことを示したるものなりとす

第一千五十二條 前二條の罰則は會社の業務擔當の任ある社



職員若しくは取締役及び清算人にも之を適用し又第一千五百條の罰則は破産管財人及び有罪行為を行ふ際犯罪者を助け又は有罪行為を破産者の利益の爲めに行ひたる者にも之を適用す

(註)本條は詐欺破産者又は過怠破産者以外の者にして刑法上の制裁を受くべき場合を規定したるものなり

第一千五十三條 債權者集會に於ける議決に關し債權者に賄賂を爲したるときは其雙方を二年以下の重禁錮又は千圓以下の罰金に處す

(註)本條は債權者集會に於て其議決を左右せしめ以て利益を得んが爲め債權者に賄賂を贈りたるときは其贈賄者受賄者双方に刑事上の制裁を科すべきことを定めたるなり

第十章 破産より生ずる身上の結果

第一千五十四條 破産宣告を受けたる債務者は復權を得るに

非されは會社の無限責任社員舊商法の規定に従ひて設立したる合資會社の業務擔當社員株式會社の取締役若しくは監査役清算人破産管財人又は商業會議所の會員と爲ることを得ず

(註)破産宣告の効果は單に破産者の財産止のみならず其身体上にも亦其効果を及ぼすべきものにして其身体上に及ぼす効果に二あり(一)公法上の權利の喪失(二)私法上の權利の喪失是れなり而して本條は其私法上の權利を喪失することゝ規定し然れども債務者が破産宣告を受けるは民法上の所謂無能力なるものに非ずして唯だ法律が特に禁止したる事業に従事することを得ざるに過ぎず從て此禁止以外の事業に従事することは素より其妨げざる所なり

第一千五十五條 復權を得るには協諧契約の調ひたるを問はず破産者が元債利息及び費用の全額を債權者總員に辨償したること又所在の知籍なき爲め未だ辨償を受けざる債權者に全額を辨償する準備及び資力あることを證

明す可し  
復権の申立には債権者の受取證其他必要なる證據物を添  
ぶ可し

債務者が破産宣告を受くるときは公法上並に私法上の権利を失ふことは既に述べたるが如し然れども此權利喪失たるや其者の終身を期する者に非ずして唯だ債務の完済を爲さざる間に止まる故に破産者が其債務を完済するに於ては其權利能力を回復するべきを得べし是れ之を破産法上復権と云ふなり而して本條は其復権を得る爲め必要なる條件を規定したるものなり即ち(第一)破産者は全債務を辨済したることを要す但所在の知れざる爲め未だ辨済を受けざる債権者に全額を辨済する準用及び資力あることを證明すべきこと蓋し破産者をして公私法上の權利を失はしむる所以は破産者が其過失に因りて債権者並に社會一般の公益を害したるを責むるにあるものなるを以て若し破産者が全債務を辨済するに於ては其權利を回復せしむるを當然なりとす(第二)破産者は犯罪者ならざることを要す故に有罪破産の場合に勿論普通破産の場合にありても破産者にして刑法上の罪を犯

したるときは單に債務を完済したればさて決して破産法上の復権を得るに能はざるものとす  
復権の申立は通例破産者自身にして其申立には破産者が總債権を辨済したるに因る總債権者の受取證及び所在の知れざる債権者に對する辨済の準備資力あることの證明書を添付すべきものとす

第一千五十六條 復権の申立ありたるるときは破産裁判所は異議ある者をして二ヶ月の期間に異議を起さしめんか爲め裁判所の揭示場と取引所とに其旨を揭示し且裁判所の見込に因り新聞紙を以て之を公告し又調査及び捜査を爲さしめんか爲め之を檢事に通知す可し  
裁判所は檢事の意見を聽きたる後復権の申立を許可する  
と否とを決定す此決定に對しては即時抗告を爲すことを得確定したる決定は之を公告す  
棄却せられたる申立は一ヶ月の満了前には再ひ之を爲す

ことを得ざるの申立が一々その審判官は其事の公衆に  
(註)本條第一項は復権の申立に對する異議を求むる爲めの公告並に其異議申  
 出の期間及び其調査捜査を爲さしむる爲め之を檢事に通知すべきことを定  
 めたり

第三項は復権の申立に對して裁判所が之を決定する手續其決定に對する異  
 議及び決定確定したるときは之を公告すべきことを定めたものにして檢  
 事の意見を聞くことを要したるものは復権の許否は公益に關係あるを以て  
 なり

第一千五十七條 復権は債務者の死亡後と雖も之を許す

(註)本條の規定に付ては學者の之を非難する甚だし然れども規定の趣旨は起  
 草者の説明に因りて明白なり即ち刑法に於ても死者の名譽を保護すること  
 あるを以て破産の場合に於ても亦死者の名譽の爲め又其家號の爲めに復権  
 を許さざるべからざる云ふにありとす

第一千五十八條 復権は詐欺破産の爲めに判決を受けたる破  
 産者又は重罪輕罪の爲めに剝奪公權若しくは停止公權を受

けて其時間中に在る破産者には之を許さず  
 過怠破産の場合に在ては復権は刑の満期と爲り又は恩赦  
 を得たる後に非されは之を許さず

(註)本條は復権を得るに必要なる條件として既に述べたる所にして本條に該  
 當する者は假令債務を完済したるも條件欠缺の爲めに決して復権申立の許  
 可を得られざるものなることは素より言ふを俟たざる所なりとす

第十一章 支拂猶豫

第一千五十九條 商人が商行為に因りて生じたる債務に付き  
 自己の過失なくして支拂を中止せざることを得ざるに至  
 りたる場合に於て其債權者の過半数以上の承諾を得たる  
 ときは營業所の所在地又は住所地に管轄する裁判所は一  
 年を超えざる範圍内に於て支拂猶豫を與ふることを得

(註)支拂猶豫は債務者が支拂を中止せざるべからざる場合に於て債權者が破  
 産に至らしめずして債務者に恩惠を與ふる一の方法なり而して本條は其支

支拂猶豫の必要條件を規定したるものなり即ち(一)商人が商行為に因りて生ずる債務に付き支拂を中止せざることを得ざるに至りたること(二)債務者に過失なきこと(三)其債權者の過半数以上の承諾を得たること是れなり右の條件を具備するときは營業所の所在地又は住所地在を管轄する裁判所は一年を超えざる範圍内に於て支拂猶豫を與ふることを得るものなり

第一千六十條 支拂猶豫の申立には左の諸件を添附すること  
を要す

第一 支拂中止の事由の完全なる明示

第二 貸借對照表財産目錄及び住所と債權者とを明示したる債權者名簿

第三 債權者に主たるもの及び従たるもの、完全なる辨償を爲し得る方法、期間及び此か爲め供することを得る擔保の證明

右申立及び添附書類は公衆の展閱に供する爲め之を裁判

所に備置き且債權者の集會期日を定めて之と共に其備置きたる旨を公告することを要す債權者は集會の爲め各別に招集を受く

支拂猶豫は裁判所より假に之を許可することを得

(註)本條第一項は支拂猶豫の申立に添附すべき諸件を定めたるものなり又第二項は右申立書及添附書類を裁判所に備置くべきこと並に其備置たる旨の公告及び債權者の集會期日並に其招集の方法等を規定したるものなり

第一千六十一條 集會期日に於ては裁判所より任せられたる主任判事の  
上席を以て債務者との間に支拂猶豫の申立に付き辯論を爲す其申立を承諾するには第三十六條に掲げたる過半数を要す其辯論及び議決に付ては調書を作る可し

(註)集會期日に於ては裁判所より任せられたる主任判事の上席を以て債務者  
債權者との間に支拂猶豫の結果として正當なる理由ありや否やに付き辯論を爲